

国立市高齢者虐待対応マニュアル

— 高齢者虐待防止に向けた体制構築のために —

平成 28 年 3 月 第 2 版

国 立 市

はじめに

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されて10年が経過しようとしています。国立市では、平成27年2月に高齢化率21%を超え、超高齢社会に突入しました。高齢者介護が身近になる時代がすでに来ています。

厚生労働省の報告によると、平成18年度にあった高齢者虐待に関する相談・通報の総数は、18,663件でした。平成26年度では、26,911件と44.1%増加しています。虐待の種類では、身体的虐待が一番多く、次いで心理的虐待、経済的虐待となっています。高齢者虐待に関する認識の高まりとともに、世帯状況や社会の変化に伴い、介護負担が増してきていると言えます。同時に、高齢者の尊厳が脅かされることが懸念されるとも言えるのです。

国立市では、平成25年2月に高齢者虐待対応マニュアルを策定しました。その後の3年間でも高齢者虐待に関する相談・通報は増加傾向にあります。これまでの実務を積み重ねる中で、役割分担の見直し、地域包括支援センターの機能強化を目指して、より実務に合わせた高齢者虐待対応マニュアルとなるよう改訂をすることになりました。本マニュアルを行政機関だけでなく、広く権利擁護関係や介護事業所等でも役立てていただきたいと考えております。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活するために、さらに一層高齢者虐待の防止に力を入れていく所存です。

最後に、本マニュアルを改訂するにあたりご助言、ご協力いただいた関係機関の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成28年3月

国立市健康福祉部高齢者支援課

相談・通報

国上市における高齢者虐待対応フロー

地域包括支援センター／地域窓口相談受理

事実確認（48時間以内）／情報収集

介入拒否

立ち入り調査

コア会議／判定会議
アセスメントによる緊急性の判断

緊急性が高いと判断された場合

緊急性がそれほど高くない場合

一時保護または入院

保護施設
(介護施設、病院)

個別ケース会議

支援方針決定・支援実施

家族分離

在宅支援

居室の確保
入所検討会
家族支援

介護サービス調整
家族支援

モニタリング・評価

支援の終結

個別ケース会議

支援方針決定
支援実施

モニタリング
評価

支援の終結

※終結後、関係機関の関わりで変化
に気づいた際は地域包括へ連絡

国上市高齢者虐待対応マニュアル

目 次

第1章 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待の定義について	1
（1）高齢者虐待防止・養護者支援法の成立	1
（2）高齢者虐待に関連して対応が必要な範囲	1
（3）高齢者虐待の主な種類	4
2 高齢者虐待防止・養護者支援法の概略	5
（1）養護者による虐待	6
（2）養介護施設従事者等による虐待	8
3 支援機関の役割	14
（1）国上市・地域包括支援センター・権利擁護センター	14
（2）介護支援専門員	15
（3）介護サービス事業者	15

第2章 高齢者虐待の対応について

1 高齢者虐待の発見について	16
2 事実確認	16
（1）訪問調査及び関係者・関係機関等からの情報収集	17
（2）事実確認に入るまでの期間と初動体制	19
（3）事実関係の確認を行う主体	19
3 支援計画の立案（コア会議）	20
（1）アセスメント	20
（2）緊急性の判断	22
（3）コア会議	24
（4）虐待の要因の分析	25
（5）支援方針の検討・計画の作成	27
（6）支援の実施	30
（7）モニタリング	33
（8）支援の終結	34
4 介入拒否時の対応	35
（1）最初でかつ最大の難関である介入拒否	35
（2）本人や家族との信頼関係の構築の必要性	35
（3）介入拒否を解消するための方策	35

5 立入調査	38
(1) 立入調査の権限と実施の要件	38
(2) 立入調査に当たっての留意事項	39
6 家族分離	43
(1) やむを得ない事由による措置	45
(2) 家族間の調整・修復および支援	46
(3) 面会の制限	46
(4) 面会制限と本人意思	47
(5) 運用上の課題	47
7 家族への支援	49
(1) 家族支援の意義	49
(2) 家族をみる視点	49
(3) 支援者の基本姿勢	49
(4) 家族支援のポイント	50

第3章 成年後見制度

1 成年後見制度について	51
2 市長申立について	55
3 関連情報	57
4 制度の活用に関する関係機関の業務と流れ	58

資料編

1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	59
2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について	67
3 個人情報の保護に関する法律	71

帳票類

利用者基本情報	72
高齢者虐待リスクアセスメントシート	74
事実確認票ーチェックシート	75
コア会議録	78
個別ケース会議録	80
支援計画書	81
支援評価表	82

第1章 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待の定義について

(1) 高齢者虐待防止・養護者支援法の成立

- 平成18年4月1日から「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」が施行されています。
- 法においては、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の2つに分けて、規定しています。（2ページ [図表1-2]、及び3ページ [図表1-3] 参照）。
- 同法が規定する「養介護施設従事者等」には、介護保険施設や居宅介護サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業など、高齢者の生活支援に関する様々なサービスに従事する者を含みます。

(2) 高齢者虐待に関連して対応が必要な範囲

- 高齢者虐待防止・養護者支援法で定められた高齢者虐待の定義をより広い意味で捉えると、「高齢者と養護できうる他者からの不適切なかかわりによって、高齢者の権利利益が侵害され、生命や心身又は生活に何らかの支障をきたしている状況又はその行為」と考えられます。
- 介護保険法では、区市町村が地域支援事業において「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」を実施することを義務づけています。
- 区市町村には今後、にわかには高齢者虐待とは判別しがたい事例であっても、事実として高齢者の権利利益が侵害され、支援が必要と判断されるものについては、高齢者虐待の事例に準じて、必要な支援を行っていくものと解されます（[図表1-1]参照）。

〔図表1-1〕 高齢者虐待に準じた対応が求められる例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 「養護者」ではない親族や、信頼関係が期待される第三者からの虐待② 認知症等の未受診で、家族が過剰な介護負担を抱えているなど、虐待とは峻別しがたい事例③ 一人暮らしなどの高齢者で、認知症やうつなどのために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等、本人自身の人権が侵害されている事例 [いわゆるセルフネグレクト（自己放任）]④ 被虐待者が65歳未満であるが、介護保険の適用となる特定疾患を有しているなど、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる事例 |
|--|

[図表 1 - 2] 「養護者による高齢者虐待」の定義

誰が (虐待の主体)	誰に対し (虐待の客体)	いかなる行為をすることか (虐待の態様)	種類
養護者 （高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外の者）が （第 2 条 2 項、 同条第 4 項第 1 号）	その養護する高齢者 （65 歳以上の者） （第 2 条 1 項、 同条第 4 項第 1 号）	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること （第 2 条第 4 項第 1 号イ）	身体的虐待
		高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること （第 2 条第 4 項第 1 号ロ）	介護・世話の放棄・放任
		高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと （第 2 条第 4 項第 1 号ハ）	心理的虐待
		高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること （第 2 条第 4 項第 1 号ニ）	性的虐待
養護者又は高齢者の親族 （第 2 条第 4 項第 2 号）	当該高齢者 （第 2 条第 4 項第 2 号）	高齢者の財産を不当に処分すること その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること （第 2 条第 4 項第 2 号）	経済的虐待

【図表 1-3】 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の定義

誰が (虐待の主体)	誰に対し (虐待の客体)	いかなる行為をすることか (虐待の態様)	種類
養介護施設（老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター）の業務に従事する者 （第 2 条第 5 項第 1 号）	当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者 （第 2 条第 5 項第 1 号）	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること （第 2 条第 5 項第 1 号イ）	身体的虐待
		高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他的高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること （第 2 条第 5 項第 1 号ロ）	介護・世話の放棄・放任
		高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他的高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと （第 2 条第 5 項第 1 号ハ）	心理的虐待
		高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること （第 2 条第 5 項第 1 号ニ）	性的虐待
		高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること （第 2 条第 5 項第 1 号ホ）	経済的虐待
養介護事業（老人居宅介護支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業）において業務に従事する者 （第 2 条第 5 項第 2 号）	当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者 （第 2 条第 5 項第 2 号）	身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を行うこと （第 2 条第 5 項第 2 号）	

(3) 高齢者虐待の主な種類

- 高齢者虐待の主な種類として、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護世話の放棄・放任があります。

【図表 1-4】 高齢者虐待の主な種類と具体例

主な種類	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・過剰にベッドに縛り付けたり、薬を服用させたりして、身体拘束、抑制をする等
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話したりして高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
性的虐待	<p>本人が同意していない、性的な行為やその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス・性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	<p>必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題で、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせたりしない状況等 ・同居人による身体的虐待、心理的虐待等と同様の行為を放置すること

参照：東京都「高齢者虐待防止 一尊厳ある暮らしの実現を目指して」平成 17 年 3 月

財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査」平成 15 年度

2 高齢者虐待防止・養護者支援法の概略

- 高齢者虐待防止・養護者支援法では、虐待の防止と養護者（虐待者）への支援を目的として、国民や国、地方公共団体（都道府県及び区市町村）の責務等を規定しています。

【図表 2 - 1】 行政の役割

<p>国及び地方公共団体の責務等（第 3 条）</p> <ul style="list-style-type: none">① 関係機関及び民間団体間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備② 関係機関の職員の研修等必要な措置③ 通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等についての必要な広報その他啓発活動 <p>成年後見制度の利用促進（第 28 条）</p> <p>高齢者虐待の防止及び財産上の不当取引の防止等のため、成年後見制度の利用促進</p>

- 高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び者については高齢者虐待の早期発見及び行政の施策への協力の努力義務が課されました。
- 虐待を発見した者への通報義務なども規定されています。
- 国民については高齢者虐待の防止、養護者支援等の重要性に関する理解と施策への協力に努めることとされました。

【図表 2 - 2】 国民の役割

<p>国民の責務（第 4 条）</p> <p>高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力する努力義務</p>
--

(1) 養護者による虐待

- 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、市への通報義務（努力義務を含む）が規定されました。
- 通報の段階では、本人の承諾がなくとも通報できます。
- 市には、届出窓口の設置とその周知などを義務付けるとともに、関係機関の連携強化など体制の整備を求めています。
- 市は高齢者虐待により、被虐待者に生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、立入調査を行うことができ、必要に応じて地域の警察署長に援助を求めることができます。
- 市は、高齢者を保護するための居室を確保するために、何らかの措置を講ずるよう求められています。市や高齢者を保護している施設の長は、虐待を行った養護者（家族等）の面会を制限できます。
- 高齢者虐待は、介護と密接な関係があり、その背景には長年の家庭環境や人間関係があるため、法では養護者（家族等）の支援をあわせて行うことが求められます。
- 経済的虐待は、原因の背景に養護者が生活困窮している場合があります。また、被虐待者の判断力の低下による場合には、被害の防止のための成年後見制度の利用促進が法律上に規定されています（5 ページ [図表 2-1] 参照）。
- 法に基づく対応については、7 ページ [図表 2-4] を参考にしてください。

[図表 2-3] 市の役割①

養護者による虐待について

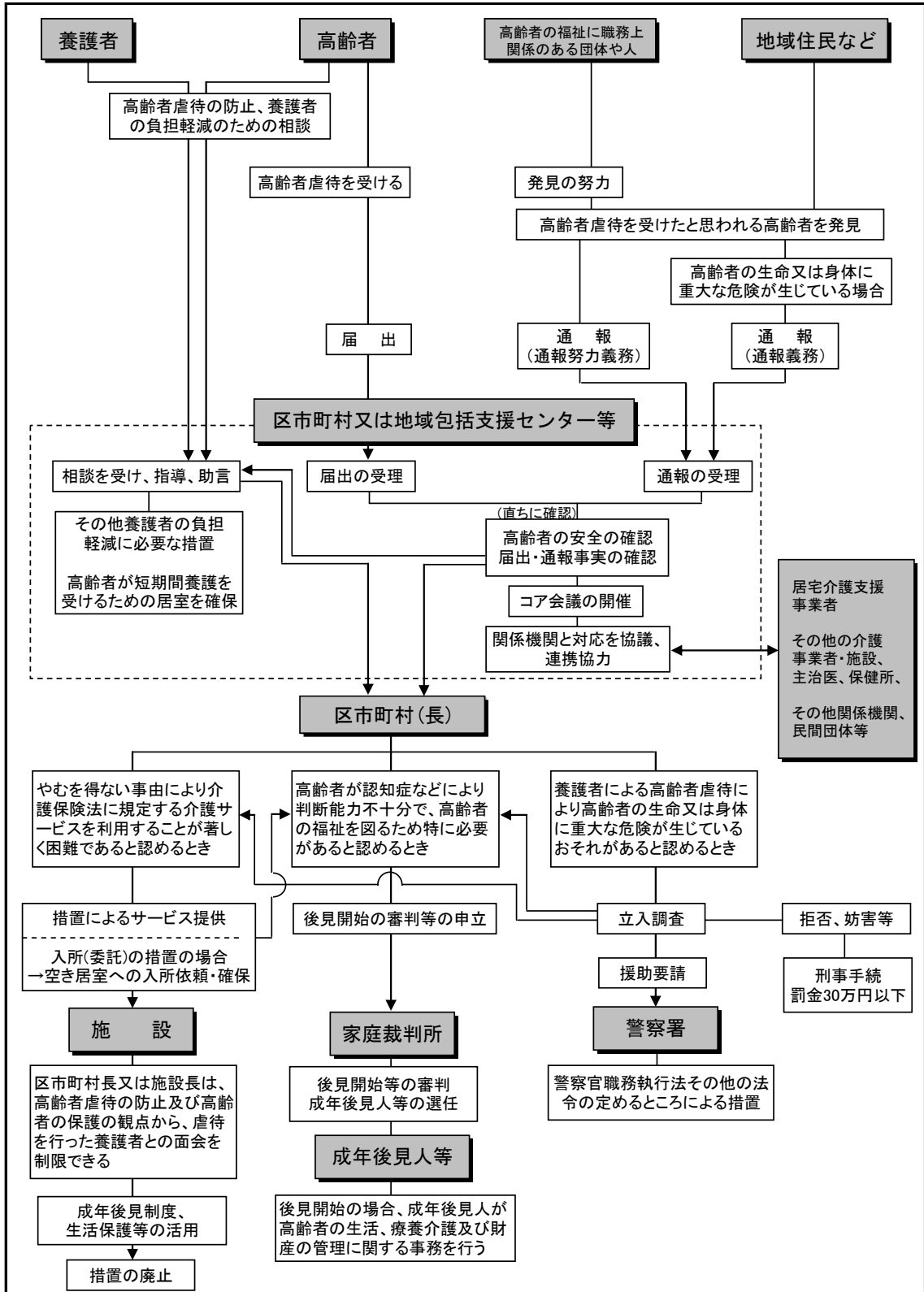
- ① 高齢者・養護者に対する相談、指導、助言（第 6 条）
- ② 通報等を受けた場合、高齢者の安全確認その他事実確認（第 9 条第 1 項）
- ③ 老人福祉法上の措置及びそのための居室の確保、審判の請求（第 9 条第 2 項、第 10 条）
- ④ 立入調査、及び警察署長への援助要請（第 11 条、第 12 条）
- ⑤ 面会の制限（第 13 条）
- ⑥ 養護者の負担軽減策（第 14 条）
- ⑦ 専門的に従事する職員の確保（第 15 条）
- ⑧ 連携協力体制の整備（第 16 条）
- ⑨ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第 18 条）

財産上の不当取引による被害の防止等（第 27 条）

- ① 相談の受付、関係機関の紹介
- ② 老人福祉法第 32 条¹による審判の請求

¹ 老人福祉法第 32 条では、特に必要があると認めるときは、後見開始・保佐開始・補助開始の審判、保佐人・補助人の同意を要する旨の審判、保佐人・補助人に代理権を付与する旨の審判を規定しています。

【図表2-4】「養護者による高齢者虐待」への対応の仕組み



(2) 養介護施設従事者等による虐待

- 法では、介護保険施設や居宅介護サービス等、高齢者福祉従事者が、サービス利用者である高齢者に対して行う虐待についても規定されました（3 ページ [図表 1-3]）。
- 養護者による虐待同様、養介護施設従事者等が高齢者虐待を発見した場合には、市への通報義務を課しており、虐待を受けた高齢者自身も、市に届け出ることができるかとされています。
- 対応の流れについては、12 ページの [図表 2-9] を参照してください。

[図表 2-5] 市の役割②

養介護施設従事者等による虐待について

- ① 対応窓口の周知（第 21 条）
- ② 通報等を受けた高齢者虐待に関する事項の都道府県への報告（第 22 条）
- ③ 高齢者虐待の防止及び被虐待高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法の規定による権限の行使（第 24 条）

- 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者には、利用者である高齢者及びその家族からの苦情処理の体制整備や、虐待防止のための措置が義務付けられました。

[図表 2-6] 事業者の役割

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置（第 20 条）

- ① 養介護施設従事者等の研修の実施
- ② 利用する高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備
- ③ その他の従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

通報等による不利益の禁止について

- 高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています（第 21 条第 7 項）。（虚偽であるもの及び過失によるものは除く。）
- 平成 18 年 4 月 1 日施行されている「公益通報者保護法」でも、労働者が所定の要件を満たして公益通報を行った場合の、通報者に対する保護が規定されています。

【図表 2 - 7】 通報等の規定

養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等（第 2 1 条）

- ① 養介護施設従事者等が、当該施設または事業において業務に従事する者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務
- ② ①に該当する以外の者が、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務（努力義務を含む）
- ③ 養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者の届け出
- ④ ①及び②について、守秘義務に関する規定の適用除外（虚偽及び過失であるものを除く）
- ⑤ ①及び②の通報による不利益な取扱いの禁止（虚偽及び過失であるものを除く）

【図表 2 - 8】 公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること。退職金の減給・没収等）の禁止

対応の考え方

- 通報等を受けて行う事実確認等の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応について」（厚生労働省）において考え方が示されました。要約して掲載します。

通報等を受けた際の留意点

- i 養介護施設従事者等による通報等の内容は、サービスに対する苦情であったり、虚偽であったり、また過失による事故の可能性も十分に考えられます。したがって、通報等を受けた場合であっても、当該通報等をうのみにすることなく、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

- i 高齢者が入所している養介護施設の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等への対応は、養介護施設の所在地の市町村が行うこととし、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。
- ii 施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合も同様です。

市による事実の確認

- i 通報等を受けた市は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設・養介護事業所及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対して通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。事実確認は、当該施設・事業所の任意の協力の下に行われるものであることを認識することが必要です。
- ii 通報等がなされた施設・事業所が養護老人ホーム、有料老人ホームであっても、第一義的には、市が事実の確認の調査を行います。

都への報告

- i 都に報告する情報は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみとし、毎月定期的に報告することを基本とします。
- ii 養介護施設・事業所が調査に協力しない場合等、市と都が共同で調査を行うべきと判断される事例や、悪質なケースなどで都による迅速な権限動が求められる場合には、定期的な報告を待たずに都に報告することも必要です。

都に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

- ① 虐待の事実が認められた養介護施設・養介護事業者の情報
(名称、所在地、サービス種別)
- ② 虐待を受けた高齢者の状況
(性別、年齢、要介護度その他の心身の状況)
- ③ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④ 虐待を行った養介護施設等従事者の職種
- ⑤ 市が行った対応
- ⑥ 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

都による事実の確認

- i 市からの報告を受けた都は、市によって高齢者虐待の事実確認ができていないときは、報告に係る養介護施設・養介護事業所に対して、事実確認のための調査を実施します。
- ii 調査の際には、当該養介護施設・養介護事業所の所在する市町村に調査への同行を依頼したりするなど連携して対応します。

老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

- i 養介護施設従事者等から報告徴収を受けて事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合には、市又は都は、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行ったり、などの指導を行い、改善を図るようにします。
- ii 指導に従わない場合には、別表に掲げる老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

- i 法においては、都知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています。

参考)「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応について」(厚生労働省)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

●管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め実践につなげるために、市において養介護施設従事者等の資質を向上させるための取組が必要となります。また、介護職員が燃え尽きないようにストレス負担を減らすためにもストレスマネジメント等の研修が必要です。

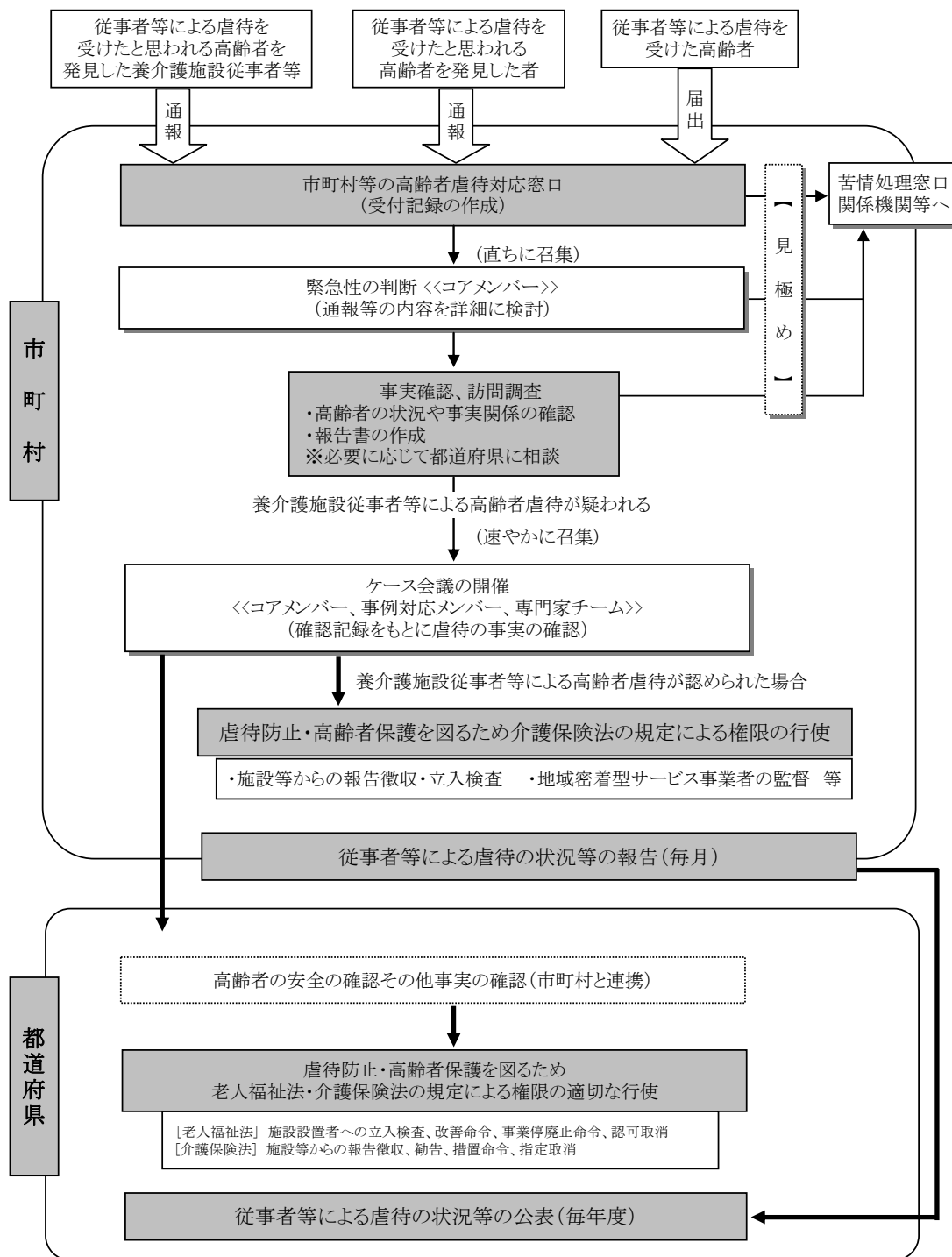
●個別ケアの推進

●情報公開

養介護施設従事者は外部からの目が届きにくい面があり、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入等の検討も必要です。

●市における苦情処理体制

【図表 2-9】 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



出典)「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応について」(厚生労働省)

【図表 2-10】老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第18条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第18条の2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令、認可取消
	第29条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令

介護保険法	第76条	都道府県知事・市町村長	指定居宅サービス事業者に対する報告徴収・立入検査等
	第76条の2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第77条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第78条の6	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する報告徴収・立入検査等
	第78条の8	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第78条の9	市町村長	指定地域密着サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第83条	都道府県知事・市町村長	指定居宅介護支援事業者に対する報告徴収・立入検査等
	第83条の2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第84条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第90条	都道府県知事・市町村長	指定介護老人福祉施設開設者に対する報告徴収・立入検査等
	第91条の2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第92条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第100条	都道府県知事・市町村長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第103条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第104条	都道府県知事	介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止
	第112条	都道府県知事・市町村長	指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第113条の2	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第114条	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止
	第115条の6	都道府県知事・市町村長	指定介護予防サービス事業者に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の7	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の15	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の16	市町村長	指定地域密着型介護サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の24	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の25	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
第115条の26	市町村長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止	

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応について」（厚生労働省）より

3 支援機関の役割

(1) 国立市(地域包括支援センター)・地域包括支援センター窓口・権利擁護センター

高齢者虐待への対応は、国立市（地域包括支援センター）と地域包括支援センター窓口、くにたち権利擁護センター（国立市社会福祉協議会）がお互いの役割のもと協力して行います。通報受理、虐待の判断、行政処分等については国立市（地域包括支援センター）が担い、情報収集や訪問等は地域包括支援センター窓口が、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用推進はくにたち権利擁護センター（国立市社会福祉協議会）が、中心となって担います。

◎：中心的な役割を担う ○：関与することを原則とする
△：必要に応じてバックアップする 空欄：当該業務を行わない

		国立市(地域包括支援センター)	地域包括支援センター窓口	くにたち権利擁護センター
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	◎	○	○
広報・啓発活動	・高齢虐待に関する知識・理解の啓発 ・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知 ・専門的人材の確保	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ○ ◎	○ ○ ○ ○
相談・通報・届出への対応	・相談、通報、届出の受付 ・相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導及び助言）（第6条・第14条第1項） ・受付記録の作成 ・コアメンバー会議（緊急性の判断）	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ○	○ ○ ○ ○
事実確認・立入調査	・関係機関からの情報収集 ・訪問調査 ・立入調査 ・立入調査の際の警察署長への援助要請	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ △	○ ○
援助方針の決定	・個別ケース会議の開催（関係機関の招集） ・支援方針等の決定 ・支援計画の作成	◎ ◎ ◎	○ ○ ○	○ ○ ○
支援の実施	（やむを得ない事由による措置等の実施） ・措置の実施 ・措置後の支援 ・措置の解除 ・措置期間中の面会の制限 ・措置のための居室の確保 （成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用） ・成年後見制度の利用支援 ・市長による成年後見制度利用開始の審判の請求	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	△ ◎	◎ ◎
養護者支援	・養護者支援	◎	◎	◎
モニタリング	・支援の実施後のモニタリング	◎	◎	○
その他	（養護者による高齢者虐待防止関係） ・個人情報取扱いルール作成と運用 （財産上の不当取引による被害の防止関係） ・被害相談 ・消費生活関係部署・機関の紹介	◎ ◎ ◎ ◎	○ ◎	○ ◎

(2) 介護支援専門員

介護支援専門員は、介護保険法の基本理念である「自立支援」を実現するため、高齢者に介護や介護予防が必要な状態であっても、高齢者が自身の能力に応じて自立した日常生活を営めるように支援する、という大きな役割を担っています。

- 高齢者虐待を含む権利擁護事業が、地域包括支援センターの業務として位置づけられましたが、介護支援専門員には、利用者の生活を総合的に支援する責務があります。
- 介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、日常的に気づきを共有することにより、高齢者や家族の抱えている困難や虐待のリスクを減らすことが可能となります。
- 介護支援専門員が、このような役割を認識しつつ、過大な負担を抱え込まずに対応を行うためには、地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメントにおいて、適切な支援が行われることが大切です。

(3) 介護サービス事業者

実際に高齢者に介護サービスを提供している事業者について、高齢者虐待に係る役割として次のようなことが考えられます。

- あざなど身体的な徴候、高齢者の言動や家族の様子を通じて、虐待の疑いを持ったときは、速やかに介護支援専門員に連絡し、更に市の相談窓口につなぐことが必要です。このとき、高齢者や家族と話す機会の中で得られた情報があれば、できるだけ具体的に伝えましょう。
- サービス提供の際の声かけや見守りを通じて高齢者の精神的安定を図ったり、家族の話し相手になったり介護に関する情報提供を行うことが、家族の負担軽減につながり、虐待の予防や解決に役立ちます。
- サービス担当者会議などケースカンファレンスには積極的に参加し、チーム全体での支援を活性化しましょう。なお、高齢者本人についての情報提供の在り方については、中心機関である地域包括支援センターに必要な情報が遅滞なく届くよう、事業者間でのルール化も望まれます。
- 事業所内で研修を行う等高齢者権利擁護に関する知識を身に付け、高齢者に近く、高齢者虐待・権利侵害に気づきやすい立場である事を自覚して業務を遂行してください。

第2章 高齢者虐待の対応について

1 高齢者虐待の発見について

高齢者虐待についての相談は、社会福祉士以外にも主任介護支援専門員に対して、居宅介護支援事業所の介護支援専門員から包括的・継続的ケアマネジメントとして入る場合や看護師・保健師として介護予防の観点から気づく場合などが想定されます。

その為、相談を受ける体制は地域包括支援センター職員全員であたり、相談内容によって主となる担当職員を決めて支援にあたります。

課題分析を行った上で上記のような対応を行ってください。なお、緊急性の高い場合には、各帳票の記入できる部分のみを記入し、すぐに支援を始めてください。その際、各帳票の空欄部分等は、支援を進めながら埋めていきます。

2 事実確認

事実確認のポイント

- 相談・通報受理後の事実確認は市の役割です。
- 現地調査や、関係機関、周囲の関係者などからの情報収集を行い、複数の職種が連携して多面的に状況を確認しましょう。
- 緊急性が高い事例への対応や早期介入のために、相談・通報があってから2日（48時間）以内（できる限り1日（24時間）以内）に事実確認しましょう。
- 事実確認の際には、75ページの事実確認票ーチェックシートを使って行います。

(1) 訪問調査及び関係者・関係機関等からの情報収集

- 相談・通報を受けたら事実確認を行います。当該事例に以前からかかわっていた関係機関や関係者などからの情報収集を含め、現地調査等を行います。
- 地域住民や民間事業者等から情報収集を行う際は、個人情報やプライバシー保護の観点から、当該事例について「虐待」であるという先入観を与えないように配慮します。
- 個人情報であるため情報提供を拒否される場合も考えられますが、虐待事例の場合早急な対応が求められます。高齢者や家族の生活を支援することが目的であることを説明し、理解を求めます。
- 情報源について守秘義務があり（高齢者虐待防止・養護者支援法第8条）、誰から情報を得たのかを外部に漏らすことはないということを、相手方に丁寧に説明をします。
- 口頭ではなく文書で情報提供を依頼したり、定期的に関係協力機関とのコミュニケーションを深めたりすることが対応を迅速に進めるポイントです。
- 情報管理については、組織内でルール化を図り、適切に行います。
- 他の自治体から情報収集する場合は、老人福祉法第5条の4第2項、高齢者虐待防止・養護者支援法第9条および第14条に基づき請求します。
- 低栄養・脱水で入院中の重度認知症高齢者の年金振込先等預貯金口座情報を確認できず、養護者とも全く連絡が取れない場合などは、個人情報保護法の例外規定と老人福祉法第36条を根拠に年金情報を確認します。

個人情報の保護に関する法律の例外規定の高齢者虐待における解釈例

個人情報保護法における利用目的による制限（第16条）・第三者提供の制限（第23条）
の例外規定と、高齢者虐待における解釈例

① 法令に基づく場合

- * 高齢者虐待を発見したものが市に通報を行う場合（高齢者虐待防止・養護者支援法7条・第21条）
- * 立ち入り調査（高齢者虐待防止・養護者支援法第11条）において必要な調査又は質問を行う場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

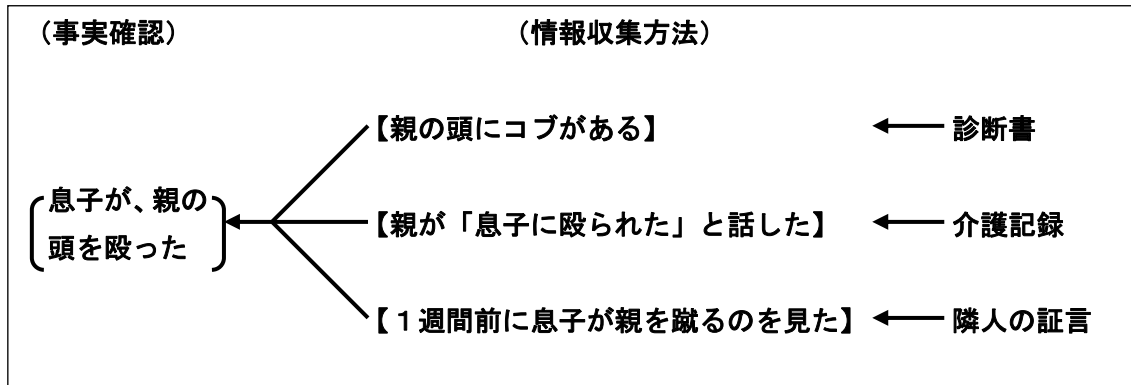
- * 虐待により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、意識不明または認知症等により同意の確認が困難な場合等

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得るのが困難な場合等

④ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

- * 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づき、市と地域包括支援センター、介護保険事業者や民生委員、警察等の関係機関がネットワークを組んで対応する場合

[図表 2-1] 事実確認のための情報収集方法（身体的虐待の例）[参考]



[図表 2-2] 事実確認時のポイント

- ① 原則訪問をする。
 - ・健康相談の訪問など、理由をつけて介入を試みる。
 - ・虐待者に虐待を疑っているということが分からないように対応する。
 - ・一方的に虐待者を悪と決め付けず、先入観を持たないで対応する。
 - ・本人と虐待者は別々に対応する。(本人と虐待者の担当者を分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。)
 - ・介護負担軽減を図るプランを確認する。
 - ・プライバシー保護について説明する。
- ② 収集した情報に基づいて確認を行う。
 - ・虐待者がこれまで行ってきた介護等をねぎらい、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
 - ・関係者から広く情報を収集する。(家の状況、居室内の状況、本人の様子など)
- ③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する。(自分の価値観で判断しない。)
 - ・緊急分離か見守りか。
 - ・一時分離かサービス提供、家族支援か。
 - ・病院か施設か。

参考：「市町村・都道府県における高齢者虐待・養護者支援の対応について」（厚生労働省）より

(2) 事実確認に入るまでの期間と初動体制

- 1日（24時間）以内に事実確認し緊急性を判断することが望まれます。（生命にかかわる危険な状態である可能性もふまへ）
- 体制を構築しつつある現状を踏まえ、2日（48時間）以内に事実確認に入ります。
- 訪問調査については、虐待者や高齢者本人による介入拒否が少なからずあり、相当の時間の経過があるのが実態です。関係者からの情報収集を綿密に行い、事態の悪化を招かないよう説得などを行います。（35ページ、「介入拒否時の対応」参照）。

(3) 事実関係の確認を行う主体

- 事実確認については、市の役割です。
[高齢者虐待防止・養護者支援法第9条、但し委託も可（第17条）]。
- 国立市では、地域包括支援センター・市職員・民生委員など、複数の職種が合同で訪問することを原則とします。事実確認の段階から各専門職の知識・技術を持ち寄り、複眼的に確認をします。
- 事実確認を行う中心機関については、地域包括支援センターや地域包括支援センター窓口が担うことが予想されますが、実際に高齢者本人や虐待者など家族と対面して中心的に支援を行う担当者は、状況や相性などを見極めて行ってください。

[事例] 複数の職種で事実確認

● 行政職員と介護支援専門員で訪問、救急車を要請

通報を受けた市（地域包括支援センター）職員は、まず民生委員より情報収集を行った上で、介護支援専門員と共に訪問。介護支援専門員は看護師であったため医療的な判断を行った結果、全身衰弱状態で呼吸も喘鳴がしていたため、緊急に入院加療が必要と判断。介護支援専門員と自治体職員の立会いのもと、救急車を要請。

● 行政職員、介護支援専門員、保健師で訪問、施設入所が必要と判断

介護支援専門員より地域包括支援センターに相談あり。地域包括支援センター職員が、保健師、介護支援専門員と共に訪問し、虐待者やその他の家族と面接し、虐待の状況や被虐待者の認知症の症状等を確認した。その結果、在宅でのケアは限界と判断し、施設入所に向けて援助を開始することとした。

3 支援計画の立案（コア会議）

（1）アセスメント

アセスメントのポイント

- 収集した情報を整理して、対応する事例の問題状況を多面的に分析し、支援方針の検討に生かします。
- まずは、緊急性の判断をいち早く行うことが重要です。
- アセスメントでは、虐待状況や本人及び家族の状況確認のほか、虐待の要因や背景の分析、地域資源の分析などを行います。
- 「利用者基本情報」（72ページ）や「高齢者虐待リスクアセスメントシート」（74ページ）を使います。

【図表3-1】 アセスメントの観点

1 緊急性の判断

- ・ 虐待の深刻度、対応の緊急性について評価する。
- ・ 外傷等身体的に重篤な侵害がなされている、またはそのおそれがある。高齢者本人の身体的・精神的な衰弱が激しい等の場合は、緊急性ありと判断して、分離を含めた早期の対応方策を検討する。

2 虐待状況、本人及び家族の状況の確認

- ・ 対象者の要介護状態、認知症の有無や程度、サービス利用等、高齢者本人の状況を確認する。
- ・ 虐待者を含む家族について、家族内のキーパーソン、家族関係、家族の生活状態（経済状態を含む）を確認する。

3 虐待の要因や背景の分析

- ・ 虐待がどのような要因や背景によって生じているかについて分析を行う。
- ・ 要因によっては、介入することで要因の除去・軽減が可能なものがある（例えば、介護疲れであれば介護サービスの投入により要因の除去が可能）ため、分析した要因の中から支援により対応が可能なものを確認する。

4 地域資源の分析

- ・ 支援に当たって活用できる地域資源（家族・親族内の資源を含む）を確認する。
- ・ 従来から何らかの関係を有している地域の人、組織、機関等のほか、新たに活用可能な資源を含めて活用できる支援メニュー（31ページ）を確認する。

【図表 3-2】 アセスメントに必要な情報例

- ① 相談者の情報
氏名、連絡先、本人との関係
- ② 本人の情報
 - ・基本情報
氏名、性別、生年月日、連絡先、収入（年金・生活保護等）や借金等の経済状況、性格、家事能力等
 - ・健康情報
健康・身体状況（主な疾患、既往歴、かかりつけ医等）、介護保険認定状況、サービス利用状況、日常生活自立度、認知症高齢者日常生活自立度、精神疾患の有無、精神科受診歴、自立支援医療の有無、身障手帳・福祉手帳等の有無等
- ③ 虐待者の情報
氏名、性別、生年月日、本人との関係、連絡先、就労状況、収入等の経済状況、介護負担によるストレスの状況、疾病や障害の有無、精神疾患の有無、精神科受診歴、自立支援医療の有無、他の介護者との関係、家事能力等
- ④ 家族の状況
同居家族及び別居家族の情報（生年月日、職業、高齢者との関係、既往歴等）、世帯の経済状況（年金額、生活保護等）、近隣との関係等
- ⑤ 生活状況、生活歴、住居環境
- ⑥ キーパーソンの情報
氏名、性別、生年月日、本人との関係、連絡先、就労状況等
- ⑦ 虐待の情報
 - ・虐待の事実確認（疑いの場合はその根拠の確認）
証拠となりえることの確認（あざ、けが等）、虐待者、虐待の内容（種類）、自覚の有無、虐待の要因、反復性等
 - ・緊急性（危険度）の確認
本人が救済を求めている、生命に危険な状態、行為等
 - ・本人の具体的言動（例：叩かれたので、怖くて眠れなかった等）
 - ・虐待者の具体的言動（例：死んでもいい等）
- ⑧ 地域資源の状況
 - ・現在かかわっている（もしくはかかわったことがある）サービス、関係機関、関係者等
 - ・その他事例を取り巻く地域資源
- ⑨ 本人の意思
在宅希望、分離希望等
- ⑩ 家族の意思
本人に対する思い、サービス利用意向等
- ⑪ その他
市や地域包括支援センターで把握している情報

(2) 緊急性の判断

- 緊急性が高いと判断される場合には一刻も早く介入する必要があるため、可能な手段からよりふさわしいものを選択して実施します。
- 情報収集・事実確認後でも当該事例が虐待かどうかの判断に迷えば、まず家族支援やサービスの見直しを行うこと等の、見守り型での支援を行っていく形も考えます。
- 緊急性の判断については、個人が行うのではなく、複数の人の判断を持ち寄って行うことが必要です。事例によっては虐待の事実の確認時にその場で緊急性の判断が必要となる場合もありますが、保健師などの看護職の観点や医師の診断が必要な場合もあるため、日常的に十分に連携を図ることが必要です。

【図表3-3】 高齢者虐待の程度

程 度	内 容	
当事者に自覚がなくても、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態（専門職による介入が必要な状態）	緊急事態	高齢者の生命にかかわるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある。 例：生命にかかわる外傷、脱水・栄養不足による衰弱、感染症や重度の慢性疾患があるのに医療を受けさせない等
	要介入	放置しておくと高齢者の心身の状況に重大な影響を生じるか、そうなる可能性が高い状態。当事者の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要。 例：医療を必要とする外傷や、慢性的なあざや傷がある、必要な食事等が保障されていない、介護環境が極めて悪い等
虐待かどうかの判断に迷う状態（放置すると深刻化することもあるため、本人や家族の介護、介護サービスの見直し等を図ることが大切）	要見守り・支援	高齢者の心身への影響は部分的であるか、顕在化していない状態。介護の知識不足や介護負担の増加などにより不適切なケアになっている、長年の生活習慣の中で生じた言動などが虐待につながりつつあると思われる場合などがある。

参照：東京都「高齢者虐待防止―尊厳ある暮らしの実現を目指して―」平成17年3月

【図表 3-4】 緊急性が高いと判断できる状況（例）

1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

○骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷

- ・あざの指標 その外傷が重傷後どの程度の時間、もしくは日数を経過しているか判断可能である。

経過日数	0～5日	5～7日	7～10日	1～14日	2～7週間
色の推移等	赤—青	緑	黄色	茶色	軽快

*病状や栄養状態、体質などによって異なる。

○極端な栄養不良、脱水症状

- ・低栄養・体重減少率＝（平常時体重－現在の体重）÷平常時体重×100
1か月で5% 3か月で7.5% 6か月で10%以上の場合
- ・血清アルブミン値・3.5g/dlは要注意

○低血糖の症状

- ・（主に空腹時、夜間に）異常な空腹感・脱力感・手指のふるえ・冷汗・動悸
- ・体がだるい、生あくび、眼の焦点が合わない、頭重感、考えがまとまらない、おかしな行動、性格の変化、急に腹が立つなどの症状が出る場合
- ・意識の混濁

*低血糖症状は個人によって症状の出方が違うので、低血糖の症状の特徴を知る。

○「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報

○器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性がある。

2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある

○本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている。

○家族間で虐待の連鎖が起こり始めている。

3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない

○虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない。

○虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難である、もしくは改善が望めそうにない。

4 高齢者本人が保護を求めている

○高齢者本人が明確に保護を求めている。

- 虐待が疑われる場合には、原則、高齢者支援課に連絡をし、情報提供・相談・協力していくことが必要です。
- *医療職・福祉職の複数職種、複数名で対応するのが原則です。
- 緊急性が高い場合、警察通報や救急などにつながる必要がある場合もあるため、これらの方策も視野に入れて対応を図っていくことが重要です。
- 緊急性の判断については、高齢者虐待リスクアセスメントシート（74ページ）が参考になります。

（3）コア会議

コア会議（フロー参照）

個別の虐待事例に対する虐待の有無、緊急性の判断を行う場です。

そのほか、高齢者の安全確認方法や、関連機関等への確認事項の整理、主担当者の決定、虐待ではない場合の対応などの判断をします。（78ページ）

初回のコア会議は、虐待の有無や構造が把握できていない状態で行うことも多くあります。「虐待があるかどうか不明」あるいは「疑いがある」という場合は事実確認・情報収集を続けることが必要です。コア会議は、必要に応じて複数回開催できます。

また、支援の終結のときにもコア会議を行うことが必要です。

メンバー構成は、高齢者虐待防止事務を担当する国立市地域包括支援センター職員及び管理職（高齢者支援課長等）です。虐待対応を組織として判断するためにも、管理職の出席が大切です。ほか、事例に応じて地域包括支援センター窓口職員、権利擁護センター、関係機関職員のうちから構成します。さらに専門的な対応が必要になる場合は、後述する高齢者精神医療相談班など、専門家チームを呼ぶことも必要とされます。

全ての虐待対応ケースを取りこぼさないためにも、定期的のコア会議を開くことが望まれます。

(4) 虐待の要因の分析

- 虐待の要因は、高齢者本人の介護や疾患の問題などをはじめとし、虐待を行っている者を含む親族側の要因、本人と親族の間の人間関係や性格・人格を要因とするものもあり、非常に多様です。
- 要因の中には、「介護をしている人の介護疲れ」「介護に関する知識・情報の不足」など介護サービスによる支援が可能なもの、「高齢者本人の嗜好・癖等(アルコール等)」、「虐待をしている人の障害・疾患、依存等」といった精神保健や医学面からの支援が必要なものなどもあり、要因を正しく分析することで適切な支援に結びつけることが重要です（31ページ、「支援メニューの選定」参照）。

[事例] 虐待の要因

●介護疲れ

長期間にわたる介護疲れ。特に、被虐待者に認知症の症状が見られてから、虐待者にとって過度の介護負担になっていた。

●精神疾患

虐待者自身の精神疾患に由来する介護力の欠如。認知症発症やADL低下に伴う被虐待者の変化を受容できていない。

●家庭における経済的困窮

養護者の介護離職やリストラ等、安定した収入がないために必要な介護を利用させない、被虐待者への不満を募らせる。

●虐待を受けていた経緯

虐待者が幼少期に虐待を受けていた経緯があり、精神的に不安定。

●短気で暴力的な性格傾向

虐待者が、元来、短気で暴力的な性格傾向、現実的な思考や対応が困難。長期にわたり家族内でトラブルを起こしている。

●理解力・判断力の欠如

虐待者の理解力・判断力の欠如。被虐待者の「病院へ行きたくない」という主張を受け、危険な状態にもかかわらず放置しており、服薬させていない。

●その他

高齢者本人の嗜好・癖等（アルコール等）、虐待をしている人の障害・疾患、依存など。

活用できる地域資源を見極める視点

- 事例への支援に当たって、どのような地域資源が活用できるか見極めていくことが重要です。その際には、従来の福祉の枠に捉われずに生活全体を視野に入れて、広く捉えることが重要です。

【図表 3-5】 地域資源を見極める視点

- | |
|---|
| <p>① 最大の社会資源は家族であり、友人知人や近隣の住民など、一番身近な方々です。</p> <p>② 同様に、社会資源は公的な施設や組織のみでなく、ヒト・カネ・モノ・制度・サービス等社会で使えるものはすべてであることも忘れてはならないことです。そして、それらを以下のような視点で整理してみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域全般の発見・見守り体制としてのコミュニティネットワークの資源・被虐待者と思われる個人の生活を見守り、支援する社会資源・緊急時支援に活用できる社会資源の確保 |
|---|

- アセスメントの結果を基に立てた仮の支援方針に沿って、実際にその支援が実施できるかを地域資源の観点から検証し、実効性を確認する必要があります。
- 緊急事態の場合に活用できる地域資源については、普段からネットワーク構築を意識して多様な事例を想定し、実践を蓄積しながら、それぞれの地域性の上に独自のものを開発し、創設を働きかけるなどの視点も必要となります。既存のものでは十分でないこともあるからです。

(5) 支援方針の検討・計画の作成

関係者の協議（個別ケース会議）による方針決定

- 方針決定に当たっては、個別ケース会議を開催して情報を持ち寄り、それぞれの専門分野の考えを共有・分析した上で、各関係者の協議のもとに方針を決定していくことが、その後のスムーズな支援の実施にとって重要なポイントとなります。
- なお方針決定のための個別ケース会議等協議の形態は、複数機関がかかわる場合や、単一機関内で行う場合など、事例によって様々です。
- 個別ケース会議等で協議・確認する事項としては、下のような事柄が考えられます。
[利用者基本情報]（72ページ）を活用すると、効率的に話し合いを進めることができるでしょう。

【図表3-6】 個別ケース会議等で協議・確認すべき事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事例についてのアセスメント情報の共有② 支援方針の協議・決定と共有③ 関係者間の役割分担や協働のルールの確認④ モニタリングの視点及び再アセスメントの見極めポイントなどについての協議・確認 |
|---|

支援方針の決定に当たっての本人意思の確認・尊重

- 支援方針の決定に当たっては、高齢者本人がどのような支援を望み、自らの生活がどのようなことになることを望んでいるのかといった、本人の意思を確認・尊重することが非常に重要となります。
- 具体的な対応場面では、初動段階において高齢者本人からも反発が出ることも想定しながら、本人と継続的なコミュニケーションをとることで関係を構築し、意思確認を行っていくことが求められます。
- 認知症がある場合は本人の意思の確認が困難となるため時間がかかることが多くなりますが、生命にかかわる等の極めて切迫した状況でない場合には、高齢者の残された能力を十分に生かした支援を行うため、本人の意思や思いを最大限に汲み取る努力が必要となります。
- 個別ケース会議自体に高齢者本人も参加していくといったことも視野に入れていくことが望まれるでしょう。

〔図表 3-7〕 本人意思の確認・尊重のポイント

1 本人への情報提供とエンパワメント

- ・本人が自分の状況や望ましい生活の在り方を客観的に考えられるよう働きかける。
- ・本人の意思は支援の過程でも変化しやすいことを理解する。

2 本人の表情・言動への注意

- ・関係者との意見交換の中で、ストレートに表現されなくても意思を読み取れる表情や言動についての情報が得られることがある。
- ・判断力がないと決めつけず、快・不快や、したい・したくない等意思表示をしやすい言葉かけを工夫し、自然な対応でのコミュニケーションを心がける。

3 本人と虐待者の同席場面と分離場面の違いの観察

- ・本人と虐待者が一緒の場面と、分離して同席しない場面との違いをみる。本人の怯え、リラックスの状況を表情などから観察し、本人の感じ方を探る。

4 分離により落ち着いた環境の中で本人の状況を観察

- ・高齢者をショートステイなどで一時保護し、ケアの行き届いた落ち着いた環境の中で高齢者の状況を観察し、適切と思われる対応策を検討する。

5 主たる協力者の発掘

- ・本人の考え方や意思をある程度把握し、代弁できると見られる協力者を家族、親族、近隣住民等から探し出す。
- ・本人の意思表示がはっきりしていた時のことを知る人から、本人のパーソナリティ等の傾向についての情報を収集し、その上で良いと考えられることを判断する。

6 本人の利益を多角的に考える

- ・人として尊厳が守られた生活を送ることを前提として、何が本人の利益にかなうのかを多角的に考える。

7 必要に応じた権利擁護事業の活用

- ・必要に応じて、地域権利擁護事業や成年後見制度を活用し、本人の身上監護の実施や後見的立場の人材確保を行う。

[図3-8] 認知症とその疑いがある場合の専門相談機関

・地域包括支援センター

事業所名（所在地）	電話番号
国立市地域包括支援センター（国立市富士見台2-47-1）	042(576)2111

・国立市在宅医療相談窓口（委託）

事業所名（所在地）	電話番号
国立市在宅医療相談窓口（国立市西2-20-10）	042(569)6213

・認知症サポート医（平成28年1月8日更新）

医療機関名（所在地）	電話番号	備考
くにたち南口診療所（国立市中1-16-25）	042(577)8953	要予約
新田クリニック（国立市西2-26-29）	042(574)3355	
さくらホームケアクリニック（国立市東1-17-20-301）	042(577)0606	
広瀬医院（国立市西1-12-1）	042(575)0151	

・東京都地域連携型認知症疾患医療センター

機関名（所在地）	電話番号
新田クリニック（国立市西2-26-29）	042(574)3355

・東京都地域拠点型認知症疾患医療センター（国立市担当医療機関）

機関名（所在地）	電話番号
国家公務員共済組合連合会 立川病院 （立川市錦町4-2-22）	0120(766)613

・東京都機関

機関名（所在地）	電話番号
多摩総合精神保健福祉センター （多摩市中沢2-1-3）	042(371)5560
多摩立川保健所 （立川市羽衣町2-63）	042(524)5171

(6) 支援の実施

支援方針の実施に当たってのポイント

- 本人と家族を多面的に支えていくために、様々な機関が連携して対応に当たしましょう。
- 支援に当たっては、身近な地域における相談や介護などの一次的な対応のほか、必要に応じて専門機関につなぎましょう。
- 事例によっては家族分離も有効な手段の一つとなりますが、その場合は本人と家族の双方へのフォローが重要です。

多方面の協働による支援

- 高齢者虐待の事例は家族が問題を重複して抱えていることも多いために、多方面の協働による支援を行う必要があります。
- 支援には、公的機関だけではなく、民間機関や地域の関係者等の関与があった方が、より適切な対応を図ることができる場面もあります。(26 ページ、「地域資源を見極める視点」参照)。

【図表 3-9】 関係機関との連携のポイント (国立市、国立市地域包括支援センターの立場から)

- ① 民生委員、地域住民、地域組織、その他関係機関に対し十分な周知を行い、高齢者虐待への対応について理解を得ること。
- ② 職員自らが、中心機関であることを自覚し、住民や他機関から信頼されるよう、その役割を十分に認識すること。
- ③ 日ごろから関連機関との関係作りを行い、「相談」という形で連絡が入りやすい関係構築をすること。
- ④ 顔の見える関係作りを心がける。また一方通行の関係ではなく、情報のフィードバックも行うこと。
- ⑤ 各関係機関に個人情報保護や守秘義務などについて、定期的に注意を促すこと。
- ⑥ 市の他部署の相談窓口や、社会福祉協議会の相談窓口といった、地域の各種相談窓口同士の連携体制も構築する。
- ⑦ 認識や意識の違いが生じないように、連絡調整を密にする。

【図表3-10】 アセスメント結果を踏まえた支援メニュー選定の考え方

アセスメント結果	事例
① 被虐待者の生命にかかわるような重大な状況にある場合（緊急事態の際）	息子から母への虐待。母に打撲の跡やあざがある。食事を残せば叩かれ、怒られ、熱いお味噌汁をかけられたことがあった。息子の話をすると母は震えて「家に帰りたくない」と訴える。
② 虐待者や家族に介護の負担・ストレスがある場合	息子から母への虐待。息子がひとりで介護を抱えている。寝たきりになった母に対して息子が抱えきれない。慣れない家事や母のおむつ交換などで眠れない夜が続く。仕事の疲れもあり、息子を呼ぶ母の声でつい手が出てしまった。いけないと思いながら家の恥だと相談することもできず、自分で自分を追いつめてしまう。近所からは優しい息子だと思われていて自分の本音を吐露できない。
③ 虐待者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	嫁から義母への虐待。ベッドから車イスへ移乗することがうまくできず、無理やり引きずる。排泄に失敗した際には、罰としておむつをはずし、ベッド上に放置している。言うとおりに動かないとイライラして頭を小突く。
④ 認知症がある場合	息子から認知症があると診断された母への虐待。認知症であるという事実が受け入れられない。美味しい料理を作ってくれた母が火の不始末を出したり、食事を終えても食事の催促をしたりする。何度も同じことを聞かれ、「財布を取った」と責められる。疲れ果て、将来を悲観して母を怒鳴り突き飛ばしてしまった。
⑤ 高齢者本人や家族（虐待者含む）に精神疾患や依存などの問題がある場合	アルコール依存症がある甥から叔父への虐待。実子のいない被虐待者の面倒を見るからと同居を始めた。甥はお酒を飲んで叔父を怒鳴りつけている。甥が年金を使い、叔父の食事は1日1食。ひとりで外へ出られない叔父を部屋に閉じ込め、電話線を抜き、甥はギャンブルやお酒を飲んで過ごしている。
⑥ 経済的な困窮がある場合	無職で求職中の娘と介護を必要とする高血圧の母。娘に借金があり、母の年金で暮らす。「お金がないから」と介護保険サービスを突然止めた。治療も中断。娘は訪問を拒み、居室内は不衛生。母は風呂に入らず異臭がしている。また、家賃を滞納し始めた。母は「病院に行きたい」と話す。
⑦ 子や孫が抱える問題がある場合（児童虐待の併発、孫など子どもへの影響など）	嫁から義母への虐待。日頃、仲の悪かった嫁が義母に怒鳴りつける、「早く死んで」などと言う。その様子を見ている孫が、嫁の真似をして学校の友人に暴言を言う。先生に理由を聞かれると、先生へも暴言を言ったり、手を上げようとしたりとトラブルが目立ってきている。

支援メニュー選定の考え方	支援メニュー（あくまでも例示）
<ul style="list-style-type: none"> ・事態が重篤な場合は警察や救急隊を呼ぶ。 ・緊急的に分離・保護できる手段を考える。 ・施設入所、一時保護、入院など。措置権の発動も視野に入れて対応を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急ショートステイ、病院 ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・民生委員
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問（定期的、随時）や電話で、虐待者の話を聞き、頑張っていることを支持する。 ・在宅サービスを導入する（介護離れができる時間をつくる）。 ・家族や親族の間で介護負担の調整を勧める。 ・施設入所を検討する。 ・介護についての相談窓口、地域の家族会などを紹介する。 ・専門家のカウンセリング。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター（共済立川病院） ・国立市指定在宅医療相談窓口（医療法人社団つくし会） ・健康相談（保健センター） ・高齢者安心電話（社団法人東京社会福祉士会） ・民生委員 ・居宅介護支援事業所、訪問介護事業所 ・家族介護者交流会「陽だまりの会」（地域包括支援センター） ・認知症カフェ（医療法人社団つくし会/地域包括支援センター）
<ul style="list-style-type: none"> ・介護の知識・技術についての情報提供 ・在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・市高齢者支援課 ・居宅介護支援事業所、訪問介護事業所 ・有償家事援助サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・家族に認知症の症状や関り方についての情報提供。 ・家族に認知症についての相談窓口（医療相談を含む。）を紹介し、かかわりについての専門的な助言を受けるよう勧める。 ・服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、専門医を紹介し診断・治療につなげる。 ・地域権利擁護事業、成年後見制度を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・認知症疾患医療センター（共済立川病院） ・認知症サポート医（29ページ） ・東京都多摩立川保健所 ・くにたち権利擁護センター（国立市社会福祉協議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患（アルコール依存等）→保健所や医療機関につなげる。 ・しょうがいを疑う場合→しょうがいしゃ支援課につなげる。 ・地域の民生委員等に見守り協力を依頼する。 ・成年後見制度の活用を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 ・東京都多摩立川保健所 ・市しょうがいしゃ支援課 ・くにたち権利擁護センター（国立市社会福祉協議会） ・民生委員
<ul style="list-style-type: none"> ・各種の減免手続きを支援する（都営住宅家賃・利用料の減額等）。 ・各種の貸付制度、就労支援制度手続きを支援する。 ・生活保護相談・申請→福祉総務課につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練受講給付金（ハローワーク立川） ・生活福祉資金（国立市社会福祉協議会） ・住宅手当、就労支援相談（市福祉総務課ふくふく窓口） ・生活保護（市福祉総務課） ・法的トラブルに関する相談（法テラス） ・社会的包摂サポートセンター
<ul style="list-style-type: none"> ・子どものケアを図る→子ども家庭支援センター ・在宅サービスを導入する（介護離れができる時間をつくる）。 ・サービス提供の中で適切なかかわりを子どもに見せる。 ・精神疾患を疑う場合→保健所や医療機関につなげる。 ・関係者が多くなるので関係者間の情報共有を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員 ・子ども家庭支援センター ・多摩立川保健所 ・保健センター ・教育相談（教育センター教育相談室） ・こころの電話相談室（東京都立小児総合医療センター） ・地域包括支援センター

(7) モニタリング

モニタリングのポイント

- 事例への対応に当たっては、随時関係者から情報を集約・確認し、状態変動時には再アセスメントと支援方針の修正を行きましょう。
- 初回のモニタリングはあらかじめ決定し支援開始後1週間以内を目安とします。

状態変動の確認

- 実際に支援を開始した後も、事例の状態変動について確認していきます。
主となる担当職員等の訪問や、サービス事業者等に状況確認と報告を依頼するなど、支援開始時にモニタリングの基本方針についてもあらかじめ関係者間で確認します。
(27 ページ、「関係者の協議（個別ケース会議）による方針決定」参照)。
- 課題の解決や進展が見られなければ再アセスメントをし、支援計画の見直しをします。

関係機関の情報集約・確認

- モニタリングは主となる担当職員等が中心となって関係機関から情報を集約・確認し、調整を行います。
- 関係機関等がそれぞれの視点から情報を持ち寄り、事例を分析することによって事例の現状や支援が有効となるポイント等について明らかにし、以後の支援方針の修正に生かします。

状態変化時の再アセスメント・支援方針の修正

- モニタリングの過程で、急激な状態の変化や、当初の支援方針では改善が見られないことが明らかになってきた場合には、速やかに再アセスメントを行い、支援方針について修正を図ることが重要です。
- 再アセスメント・支援方針修正のポイントを34 ページ [図表 3-11] に挙げています。

【図表 3-11】 再アセスメント・支援方針修正のポイント

状況に応じて次の事項について再アセスメントし、必要に応じて支援方針を修正する。

- ① 虐待は改善されたか（緊急性の度合いが下がったか）
 - ・暴力がなくなったか
 - ・密室化していないか、器物を持ち出していないか等⇒22 ページ [図表 3-3] を参考に、危険度が上がった時点で、支援方針の修正を行う
- ② ケアを介護保険サービスにつなげ、フォローするか
 - ・本人や介護者の気持ちと現実的なサービスの方向性を確認
- ③ 虐待の状況が変わらないときは新しい情報や事実はないか確認する
 - ・信頼関係ができない原因を探る
- ④ 過去の生活歴を当たる
- ⑤ 精神疾患の確認
 - ・必要に応じて受診あるいは往診させる、専門相談につなぐ

（8）支援の終結

- 支援の終結とは、「虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまで」のことを指します。
- 高齢者虐待の支援として、目標が達成された時点で虐待対応としてのかかわりは終結します。
- 虐待対応の終結の決定は、対応の法的責任が生じている市が判断します。
(コア会議にて判断することが望まれます。)
- 地域包括支援センター（窓口含む）は、虐待対応の終結の段階であることについて、専門的見地に基づいて支援の進行状況を整理し、市へ連絡し共に終結について協議する役割を持ちます。
- 関係機関は、終結の決定そのものには関与せず、本来業務での関与がある場合に、実質的に当事者を支える役割を持ちます。

→ケアマネージャーがサービス提供に困難を抱える状況がある。

モニタリングによって、虐待事例としての対応の必要性が無くなっても包括的・継続的ケアマネジメント業務として、支援を継続してください。

その為、最初は高齢者虐待の相談として、社会福祉士が主担当として支援をおこない、虐待対応が終了したところで主任介護支援専門員へ移行していくこと、また心身状況の確認も重要なことから保健師・看護師の協力も重要です。

4 介入拒否時の対応

介入拒否時の対応のポイント

- 多くの事例において、高齢者本人や家族による介入拒否が事実確認や介入の障害となっています。
- 介入拒否を解消するためには、まずは本人や家族の思いをうけとめ、粘り強く接触を持つことで信頼関係をつくっていく必要があります。
- 家族の介入拒否が解消されず、高齢者の生命や身体に重大な危険が懸念される時は、適切な時期に立入調査を実施します。

(1) 最初でかつ最大の難関である介入拒否

- 介入に当たっての最初でかつ最大の難関が、介入について本人及び虐待者の理解を得ることです。

(2) 本人や家族との信頼関係の構築の必要性

- 介入に当たっては、高齢者本人はもちろん、虐待者及びその他の家族との信頼関係の構築が、対応の成否を左右すると言っても過言ではなく、きめ細かな対応が求められます。
 - 「家族（虐待者を含む）の不安や悩みを全面的にうけとめて理解した」
 - 「本人や家族と信頼関係を築きながら支援に当たった」

(3) 介入拒否を解消するための方策

- 介入拒否の場合の具体的なアプローチの視点や対応策が得られています（36ページ [事例]、37ページ [図表4-1] 参照）。
- 既に決まった介護支援専門員や、高齢者本人や家族と信頼関係のあるかかりつけ医（主治医）、訪問介護員等がいる事例では、それらの関係者が主たる支援者となり、中心にかかわることも考えられます。
- 様々なアプローチを試みても家族の介入拒否が解消されず、高齢者の生命や身体の重大な危険が懸念される場合には、適切な時期に高齢者虐待防止・養護者支援法による立入調査を実施することになります（38ページ、「立入調査」参照）。
- 被虐待者が介入を拒否している場合は、支援が必要な理由やその方法、今後の生活への見通し等を丁寧に説明し、理解を得られるように努力します。
- 状況が悪化することを防ぐために、民生委員や介護サービス事業者等の協力を得て、見守りにより継続的に状況を把握し、本人の適切な意思決定を支援するための情報提供をしていきます。

【事例】介入拒否（被虐待者・虐待者）の場合の対応

●被虐待者と面識のあったスタッフが介入

担当する介護支援専門員から、訪問介護事業所を通じて虐待の疑いがあると相談があった。しかし、もともと被虐待者は猜疑心が強かったため、高齢者と面識のある訪問介護事業所のスタッフと共に訪問し、顔つなぎをした。

●虐待者にデイサービスの見学を勧め、サービス利用を促進

虐待者にサービス利用を勧めても受け入れが悪かったため、デイサービスの見学を勧め、具体的な様子を見てもらうことでサービス利用につながった。

●「高齢者の調査」と働きかけてみる

周囲はサービスが必要としながらも、被虐待者が拒否をしていた。地域包括支援センター職員が「近所の高齢者の様子を伺っている」とのことで初回訪問をした。その後、何度も訪問し、信頼関係が構築できたところでサービス利用につながった。虐待者の介護負担も激減し、虐待が解消された。

●虐待者の様子をみながら連絡手段や対応する中心機関を変更

虐待者が担当の介護支援専門員を徐々に警戒するようになったため、電話連絡をやめて、連絡手段をファックスのみに切り替えて支援を継続。その後、虐待者が自ら地域包括支援センターに相談に訪れ、自分の今後の不安感や介護支援専門員への不信感を訴えたため、地域包括支援センターが居宅介護支援専門員を交代する形で支援を開始。

●虐待者に精神的なケアを導入

身体的暴力で入院中だった被虐待者が退院時に、虐待者が最も信頼をしている姉から説得してもらい、分離を行った。虐待者についても、精神科専門医への受診支援やその後の生活支援へつなげた。

【図表 4-1】 介入拒否時の対応のポイント

1 本人や家族の思いを理解・受容する

- ・高齢者虐待の問題として家族を批判したり責めたりすることはしない。まずは本人や家族の思いを理解、受容し家族を追い込まない。
- ・「虐待者＝加害者」と捉えるのではなく、虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦勞をねぎらいながら理解を示していく。これまで介護などでがんばってきたことを評価し、ねぎらう。(傾聴、共感)
- ・本人や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係をつくり、何でも話しやすい関係性に結びつける。

2 名目として他の目的を設定して介入

- ・虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。たとえば介護保険の認定調査や配食サービス、調査(意識調査など)が考えられる。

3 訪問や声かけによる関係作り

- ・定期的に訪問したり、「近くをとおりかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問したり声かけを行う。
- ・訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長くかかわることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡がとれたり、近隣から情報を聞けることがある。
- ・あせらず、粘り強く対応する。

4 家族の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる

- ・いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。たとえば介護保険のサービス提供などで家族の介護負担を軽減することから始めるなど。
- ・虐待者が困っている時が介入のチャンスであり、虐待者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効。

5 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築

- ・本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力を得て援助を展開する。

6 主たる支援者の見きわめ

- ・主たる支援者と本人・虐待者の相性がよくないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
- ・高齢者本人が医療機関に受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。

7 緊急性が高い場合は法的根拠により保護

- ・緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う。

(参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

5 立入調査

立入調査のポイント

- 法の成立により、高齢者の安否の確認ができず、高齢者の生命や身体の重大な危険が強く懸念される場合には、市の権限として立入調査を実施することが可能となりました。
- 立入調査の実施に当たっては、高齢者本人の意思を事前に確認してそれを尊重することのほか、警察を含めた関係者との連携や保護が必要となった場合の受け入れ先の確保などを事前に行い、計画的に実施していくことが重要です。

(1) 立入調査の権限と実施の要件

- 法の制定により、市は虐待を受けて生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、必要に応じて高齢者の住所等に立入り、調査等を行うことができました。
- 様々な方法で支援を試みても虐待者の理解が得られず、高齢者の安否の確認や援助の実施ができない場合で、高齢者の生命や身体の重大な危険が強く懸念される場合には、法第11条を根拠として迅速な対応を図ります。

「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある」と判断できる事例

- ① 近隣住民や関係者から、高齢者の重篤な怪我や衰弱、慢性疾患の悪化、重い感染症などについての具体的な情報が寄せられているにもかかわらず、家族等の拒否が強く、様々な働きかけをしても、居所への立入りや高齢者本人への面会などが実現できず、安否が確認できないとき。
 - ② 高齢者の生命又は身体の重大な危険が明らかであるにもかかわらず、虐待者が具体的な支援を受け入れず、高齢者の保護や治療が困難なとき。
 - ③ 入院や医療的な支援が必要な高齢者を家族等が無理に連れ帰り、住居内に引きこもっているようなとき。
- 高齢者本人の安否及び意思が事前に確実に確認でき、高齢者自身が真に介入を拒否している場合には、本人の意思を尊重し、立入調査の要件には当たらないとの考えもあります。こうした場合でも、最低限必要な支援について本人の理解が得られるよう、取組を工夫していくことが望まれます。
 - 高齢者本人が認知症などにより適切な状況判断ができず、拒否的な対応になってしまう場合もあるため、その判断は慎重になされなければなりません。

(2) 立入調査に当たっての留意事項

- 立入調査に当たっては、それが有効なものとなるよう、実際に立入調査を実行する職員、調査を行う時間帯、建物の管理人など関係者の協力、病院への救急搬送や福祉施設等への速やかな保護が必要になる場合に備えた保護の方法や受け入れ先についても、事前に具体的な計画を立てておくことが求められます。
- 立入りする職員については、複数の職員を選任する必要があります。
- 緊急性の判断を適切に実施するためにも、医療職などの同行も有効です。
- 法第11条に基づき立入調査を行う場合でも、養護者に対して「加害者」又は「悪」として一方的な対応をすることは避けます。
- 立入調査を行う職員が携行する身分証明書の様式については、41ページに掲載しています。

【図表5-1】 法に規定される立入調査

立入調査（第11条）

- 1 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

正当な理由なく立入調査を拒否した場合の罰則（第30条）

正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

【図表 5-2】立入り調査のポイント（参考）

- ・立入り調査の執行について、養護者等には事前に知らせないようにします。
- ・立入り調査ではタイミングが重要なポイントであり、個々の事例の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、高齢者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重な検討を要します。
- ・養護者がドアを開けないなど拒否的な場合には、親族や知人等の協力を得て玄関を開けさせる、家主や管理人に合鍵を借り、警察と一緒に立ち入るなどの方法を検討します。
- ・立入り調査時の対応と留意点
立入り調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入り調査の目的や確認したい事項、立入り調査の理由などについて誠意を持って説明します。また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。
- ・保護の判断と実行
高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。高齢者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。
高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。
高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体にかかわる危険が大きいときには、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があつたとしても実行に踏み切ることが必要です。
- ・緊急の高齢者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき
緊急に高齢者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。
なお、緊急の対応が不要となったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりをもつことが必要になります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

参考：「市町村・都道府県における高齢者虐待・養護者支援の対応について」（厚生労働省）より

〔身分証明書様式〕

(表)

証 票		
第 ○○○○ 号	平成○○年○○月○○日 交付	
所 属 国立市健康福祉部高齢者支援課○○○○係		
氏 名 ○○ ○○		
<p>上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
国立市長 ○○ ○○	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">国立 市長印</td></tr></table>	国立 市長印
国立 市長印		

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入検査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員のその他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格 A 列 7 番)

(参考)「市町村・都道府県における高齢者虐待・養護者支援の対応について」(厚生労働省)より

高齢者虐待事案に係る援助依頼書 立川警察署長 殿		第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国立市長 印
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日時	_____年 _____月 _____日 _____時 _____分 ~ _____時 _____分
	場所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
高齢者	(ふりがな)氏名	_____ <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	_____年 _____月 _____日生 (_____歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	電話番号	(_____) _____ 番
	職業等	
養護者等	(ふりがな)氏名	_____ <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	_____年 _____月 _____日生 (_____歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	電話番号	(_____) _____ 番
	職業等	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険性があると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	_____ 氏名 _____
	電話 (_____) _____ 番 内線	_____ 番
	携帯電話 _____ 番	

(警察庁の様式)

6 家族分離

- 生命にかかわる危険性がある場合など緊急度が高い場合や、他の手段で虐待の軽減が期待できないような場合は、家族分離について検討します。
- 一時分離を検討し、長期分離が必要な場合は、分離後の高齢者本人と家族支援や、本人が家庭や地域に戻ってから生活できるための手立てについても検討・調整するという長期的な視点が必要です。
- 必ずしも家族分離が最終解決ではないという視点が欠かせません。
- 家族分離は家族関係を分断するリスクも高いため、分離後の本人と家族へのケアが難しい場合があります。事実確認を行い、社会資源や介護サービス等を利用した支援を検討した上で、やはり分離が必要な場合は高齢者本人の意向を確認しながら、家族分離を検討します。
- 短期入所系サービスについて、災害時における超過定員と同様の扱い（定員超過の上限を定めない）が、虐待対応時も適用されます。（〔図表6-1〕参照）。
- 職権による家族分離の手段として、やむを得ない事由による措置による入所措置等がありますが、その他の対応手段も様々あります（44ページ〔図表6-2〕参照）。高齢者本人及び家族の納得が得やすい分離の方策を検討する必要があります。

〔図表6-1〕 高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（抜粋）○指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して 同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（老人福祉法 第138条） |
|---|

[図表 6-2] 家族分離の手段の例

対応手段	備 考
契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 ・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
高齢者緊急短期入所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市が特別養護老人ホームなどの空床ベッドを利用して実施する事業において、一定期間被虐待者を保護する。
その他のショートステイ	<ul style="list-style-type: none"> ・自費負担による有料老人ホームのショートステイなど。 ・自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、東京都女性相談センターの一時保護や民間シェルターも利用することができる。
やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に基づく市の決定事項として、虐待等の理由により介護保険の契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、市が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。
養護老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
保護命令	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。

(参考)「東京都虐待対応マニュアル」(東京都)

(1) やむを得ない事由による措置

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行いません。
- 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要はありません。
- 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
- 本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

【図表 6-3】 やむを得ない事由について

- ①事業者と『契約』をして介護サービスを利用することやその前提となる市町村に対する要介護認定の『申請』を期待し難いこと。
- ②養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らして養護の負担軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるもの

- 措置は施設入所のみには適用されるのではなく、在宅生活においてもサービスを導入することで改善が見込まれる場合も適用される。（〔図表 6-4〕 参照）。

【図表 6-4】 やむを得ない事由による措置のサービス種類

老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）と第11条第2項に措置のサービスについて規定されています。

- 訪問介護
- 通所介護
- 短期入所生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 特別養護老人ホーム

措置要否の判断ポイント

- 『生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある』場合、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、『やむを得ない事由による措置』をとることも可能
- 高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合
- 経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
- 高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）
- 面会制限の適用が必要な場合

(2) 家族間の調整・修復および支援

- 家族分離が支援の終了ではありません。本人も家族もそれぞれが安心して生活ができるようになり、かつ虐待が再発しないことが目的です。
- 個々の事例の状況に応じて、最終的な解決を居所の分離に置くのか、それともいずれは元の地域に戻ることを視野にいれるのかを判断することになります。
- 最終的にどのような住まい方が望ましいのかということを、高齢者本人と家族の双方の意向を確認・尊重し対応します。
- 家族分離後の高齢者本人に対する精神面の支援、養護者に対する必要に応じた精神的な支援や生活支援についても配慮が必要になります。
- 措置による家族分離を実施した場合は養護者による連れ戻し、押しかけ等の対応のために市と施設の協議・連携（必要に応じて面会制限の実施）について検討が必要です。

(3) 面会の制限

- 法の施行により、以下の場合については、虐待防止及び高齢者保護の観点から、市長又は施設長は、虐待者に対して高齢者との面会を制限することができます。(第13条)。
 - ① 被虐待者をやむを得ない事由により特別養護老人ホームに入所措置した場合
 - ② 養護受託者に対し、被虐待者の養護を委託した場合
- 面会制限は、虐待者が被虐待者と面会することで、被虐待者の生命や身体、財産などへの危険が具体的に予見される場合に行います。
- 高齢者が家族と面会するか否かの判断をすることは高齢者本人の意思や権利であるべきものですが、認知症などがある場合、本人の意思が明確でなく適切な状況判断ができない場合も本人の権利を擁護するためにこの規定が定められ、市長又は施設長に権限を持たせています。
- 施設長が面接を制限する場合には、その適切性を確保するため、市と協議するなど、連携体制の中で判断していきます。

面会制限の要否判断ポイント

- 面会制限は市の判断と責任で行なう。
- 市は管理職が出席する会議で判断する。
- 高齢者の権利を制限することから、広範な適用は避け、制限する期間を決め、見直す時期を定めておく等、できるだけ制限的な運用をする。

(4) 面会制限と本人意思

- 面会制限の検討では、本人の意思を尊重することが重要となります。本人が面会を望まない場合は、法による権限とは別に、その旨を虐待者側に伝える必要があります。
- 本人が虐待者と会うことを希望する場合は、面会に際して考えられる身体や財産についての危険などについて丁寧に伝えて本人の理解を促します。
- 関係機関や支援者の立ち会いのもとでの面会、施設外での面会などの対応や虐待者・被虐待者の状況変化を踏まえた段階的な対応についても、具体的に検討していきます。

(5) 運用上の課題

- やむを得ない事由による措置を行う事例で、面会制限が必要な場合は、あらかじめ当該施設に対し、虐待の状況や支援の経過、面会を制限すべき虐待者に関する必要な情報等を伝え、入所後の対応方針を共通理解しておきます。
- 特別養護老人ホームにおいては、設置運営に関する基準*で「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」と規定されており、施設側の理由による安易な面会制限は避けるべきです。
- 面会の際に施設内の安全確保等が必要な場合は、市と連携を図りながら当事者の了解を得て職員が立ち会う、安全が確保できる面会場所を設定するなどの配慮をします。
- 面接の制限を行う場合には、施設長は当該施設においてその実施方法を徹底します。
 - ① 面会制限の対象となる高齢者と虐待者との関係、虐待者に通知した内容等についての施設職員への周知
 - ② 時間制限や立会いの下での面会などを実施する場合の、適切な面会場所の確保や職員体制の整備、及び面会中に虐待者が暴力を振るう、高齢者を連れ去ろうとするなどの問題が起こった場合の対応
 - ③ 虐待者が強行に、又は無断で施設内に立入った場合の対応
 - ④ 関係区市町村との連絡体制

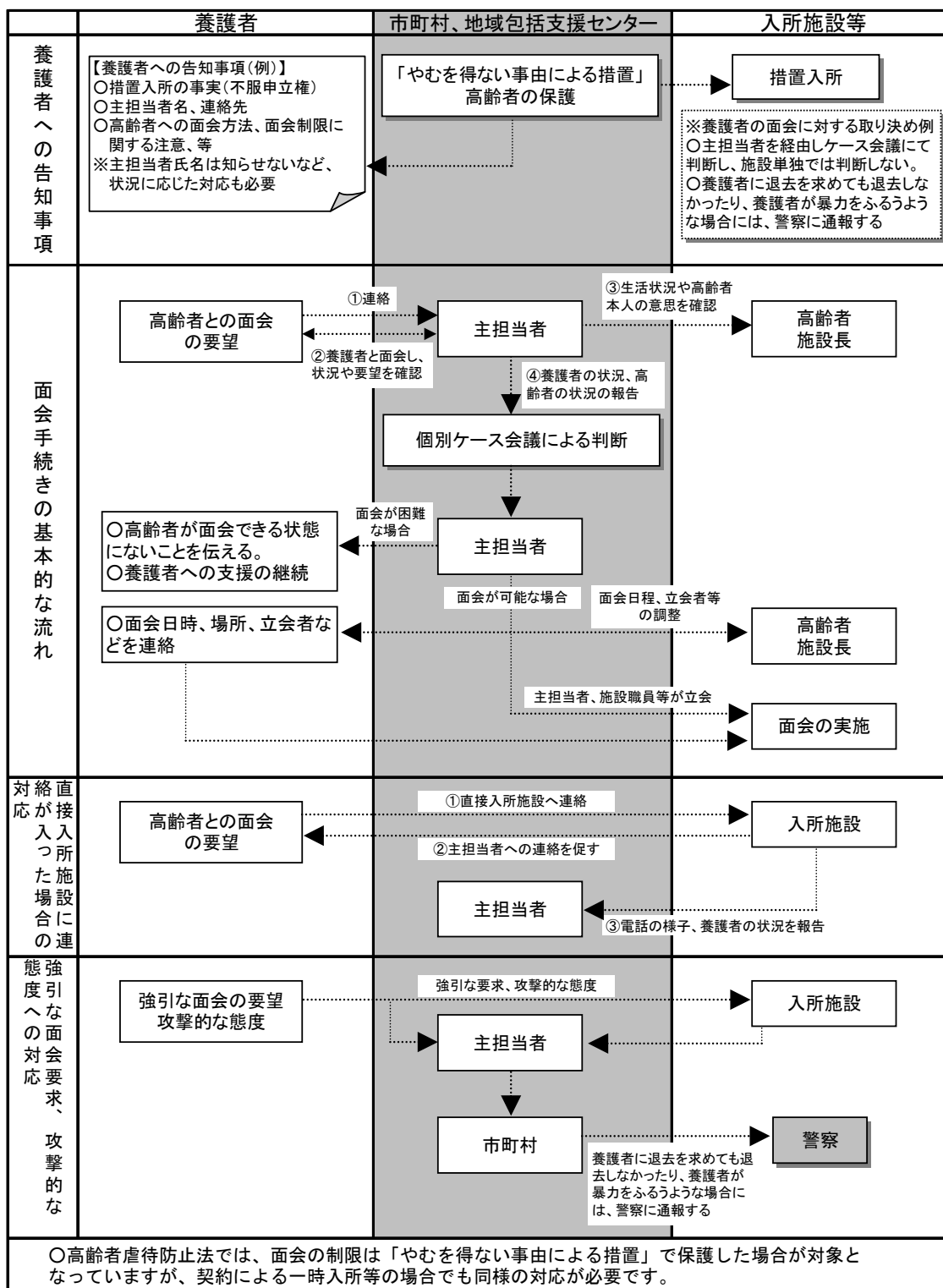
【図表 6-5】 法に規定される面会制限

面会の制限（第13条）

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

*特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)第19条第3項

【図表6-6】 措置入所の面会に関する基本的なイメージ



「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応について」(厚生労働省)より

7 家族への支援

家族全体をみるための視点

■家族内の役割

高齢者を主にケアする人は誰か、ケアの方法を決めている人は誰か、家事の分担はどうか、最終決定をする人は誰かなど

■家族構成と家族の健康問題について

■家族内の人間関係

家族内の雰囲気はどうか、高齢者が一番信頼しているのは誰か

■家族の結びつき

家族内の一人ひとりがどのように介護に向き合っているか、どう思っているか

(1) 家族支援の意義

- 高齢者虐待は、介護負担・家族関係の強弱・経済的利害関係・介護離職やリストラ等による養護者の経済的困窮・精神障害やアルコール依存など多くの因子が絡み合っ
て生じており、様々な要因によって発生した家族内のストレスが家庭内で最も弱者であ
る高齢者に対して表出したものです。
- 虐待の発生に関わる一方で、高齢者の介護を行い、生活を支えているのも家族です。
家族の関係は虐待の発生に深く関わりると同時に、問題の解決にも深く関わります。
- 虐待者を含む家族全体のアセスメントと、本人への支援と家族を支援する観点を持ち
ます。

(2) 家族をみる視点

- 支援の開始に当たって、家族全体の状況を把握することは、問題の発見、解決の方法
を探るのに重要です。

(3) 支援者の基本姿勢

●家族の思いの受容

対象の家族には、それまでに生活してきた家族の歴史があります。問題が発生し様々
な思いの中で複雑な心理状況になり混乱していることもあります。その時々家族
の思いをありのままに受け止めます。

●中立的な立場での支援

特定の家族の思いを重視または無視したりすることなく、すべての家族の思いを大事
にしながらか支援します。

(4) 家族支援のポイント

- 多面的な介入

虐待者自身が自立困難な問題をかかえ、高齢者本人と共依存関係にある場合も多く、支援者には虐待者の自立支援の観点からの支援の展開が重要です。

家族がうつ状態に陥ったり、疲弊したりしないよう、また高齢者本人の要介護や認知症等の状態を受容できるよう、支援するために高齢者福祉の枠組みの中だけではなく、精神保健や生活保護、しょうがいしゃ福祉、児童福祉などと連携し、多面的に介入を図ります。

- 本人支援と虐待者支援の分担

本人支援を主としている人が、虐待者に対応すると、虐待者を責める対応になってしまう場合があります。本人と虐待者のそれぞれの立場から考えられるように担当を分けます。

- 長期的な観点から支援方針を決定する

保護・分離などを図る場合には、本人支援が終わった後に、残された家族を誰がどのようにフォローしていくか課題となります。家族への影響やその後の生活のことも考慮し支援方針を決定します。

- 支援者間で情報交換、共通対応方針の徹底

虐待者等に振り回されないように、支援者で情報交換、事実確認をし、共通した対応方針を確認・徹底していきます。

- 家族をアセスメントするときの視点

本人と家族がどのような経過をたどってきたのか、それぞれの家族の歴史についてアセスメントし、また現在介護をする能力があるかどうかの見極めなども支援者間で確認していく必要があります。

- 認知症の理解

被虐待者が認知症の場合、家族だけで抱えてしまうことや、対応に苦慮して介護負担が増え、虐待に繋がることがあります。

- 家族で抱えさせない、地域で介護する視点

認知症カフェや家族介護者交流会（陽だまりの会）に参加し、同じ立場の家族からアドバイスを聞いたり、気持ちを発散することで介護を続けられることがあります。家族だけではなく、地域で介護する視点が必要とされます。家族介護者交流会は介護家族や介護の経験のある方中心の会です。認知症カフェは、介護家族、本人、地域の人、誰もが参加できます。

陽だまりの会（旧：認知症介護家族間話し合いの場）

3か月に1回、認知症の方を介護する家族が集まる場です。前半が介護に関する講話、後半が講話の講師を交え小グループに分かれてフリートークをしています。講師へ個別の相談が出来たり、同じ悩みを抱える家族の立場で情報交換されています。

第3章 成年後見制度

1 成年後見制度について

(1) 成年後見制度概要

平成12年の社会福祉法や介護保険の実施に伴い、福祉サービスはそれまでの措置制度から利用者との対等な関係で契約を締結する制度となりました。それまでの民法での禁治産・準禁治産制度が利用しにくいと指摘されていましたが、民法改正の法整備等により成年後見制度が開始し、本人の「自己決定」をできるかぎり尊重する形で、判断能力の不十分な人を直接支援するための仕組みができました。

この制度は、精神上の障害によって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、本人に代わって法的に権限の与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるよう支援する制度です。つまり法律行為における意思決定が困難な方の判断能力を補う制度で、最終的にその方の生命、身体、自由、財産等権利を擁護することを目指した制度です。

(2) 高齢者虐待防止・養護者支援法との関係

認知症高齢者等に対する養護者や施設における虐待や消費者被害の防止と、発生した人権被害からの救済や回復を図る上で、成年後見制度の活用が指摘されています。とりわけ、虐待を防止する上で成年後見人等による財産管理や身上監護が有効であると指摘されています。市は、虐待対応や市長申立の体制を整備しながら、高齢者虐待防止・養護者支援法を実効あるものにするため、成年後見制度の活用を積極的に検討することも大切です。

(参考) 高齢者虐待防止・養護者支援法における成年後見制度の取扱

- ・市長は、財産上の不当利益の被害を受けた（または受けるおそれのある）高齢者について、適切に市町村長の申立権の行使をする（第27条2項）
- ・国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護ならびに財産上の不当取引による高齢者被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担軽減のための措置等を講じ、成年後見制度が広く利用されるようにする（第28条）

(3) 市長申立

本人の判断能力が不十分であって、親族がいない（不明を含む）、または親族がいても申し立てをする者がいない（音信不通、申立拒否、虐待等で申立不適當）場合などは、市長申立てを検討する必要があります。国立市では市長審判請求関係者連絡会を開催し、市長申立の必要性が考えられる事案について検討しています。必要と判断されたケースについては、円滑な手続きのために、適宜、関係機関・関係部署が協力し役割分担して申し立て手続きを行うこととします。

(4) 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは、都道府県社会福祉協議会を実施主体に市区町村社会福祉協議会などが協力して行うものです。国立市では、国立市社会福祉協議会のくにたち権利擁護センターが担っています。

支援の対象となる方は、判断能力が不十分でも、契約内容について理解できる能力を備えている方で、援助内容は、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス（通帳、印鑑などの預かり、福祉サービス利用料や公共料金などの支払い、生活費払い戻し等）、書類等の預かりサービスです。本人の権利擁護を検討する過程で、本人の判断能力によっては地域福祉権利擁護事業の活用も有効な場合があります。

(5) 緊急一時事務管理

民法第 697 条には管理者の管理義務、第 698 条には緊急事務管理が定められています。民法第 697 条の管理者の管理義務とは「義務なくして他人の為に事務の管理を始めた者は其の事務の性質に従い最も本人の利益に適すべき方法に依りて其の管理を為すことを要す」と定められ、民法第 698 条の緊急事務管理では「管理者が本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れしむる為に其事務の管理を為したるときは悪意又は重大な過失あるに非ざれば之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ぜず」と定められています。

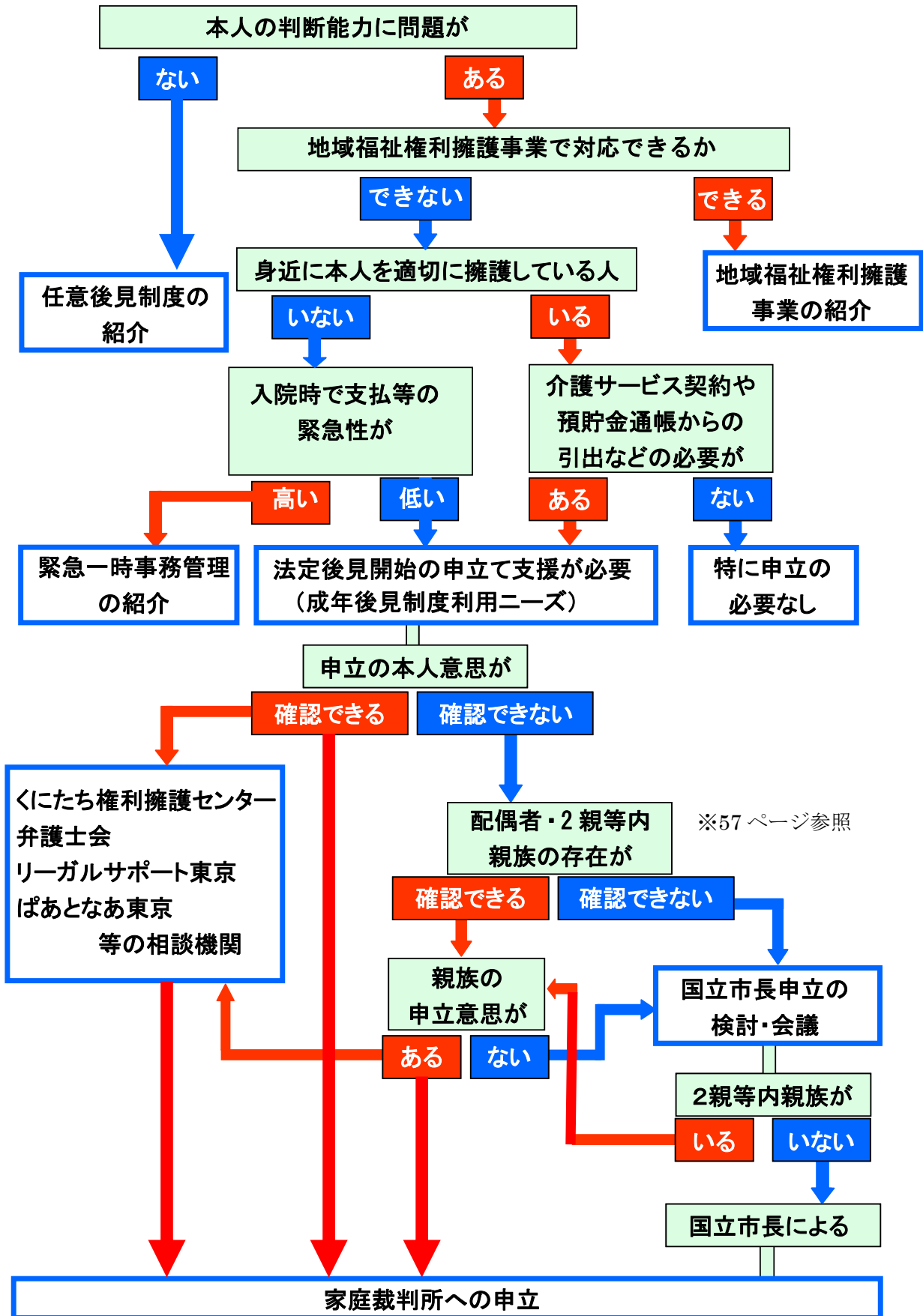
市では、判断能力が著しく低下した高齢者やしょうがい者の方に対して緊急一時事務管理を行う場合があります。市がくにたち権利擁護センターへ依頼をすることで、くにたち権利擁護センターが金銭管理サービス、印鑑などの預かり、入院費などの支払いを代行するものです。成年後見人の申立てに時間を要する場合などに緊急一時事務管理の検討が必要な場合があります。

[図表1-1] 法定後見制度の類型

		補助	保佐	後見
要件	対象者	精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者
開始の 手続き	申立できる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長、任意後見人など (注)福祉関係の行政機関については、整備法で規定		
	本人の同意	必要	不要	不要
機関の 名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・ 取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	民法13条1項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	本人の同意	必要	不要	不要
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代理権	付与の対象	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」		財産に関するすべての法律行為
	本人の同意	必要	必要	不要
責務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

(日本社会福祉士会『福祉関係者のための成年後見活用講座』20ページ参照)

[図表1-2] 成年後見制度を活用するときの考え方



2 市長申立について

国立市長申立てにかかる手順と具体的事務内容一覧

- | | |
|---------------------------|--|
| 1 発見相談 | ① 状況把握、情報収集
② 関係者（地域包括支援センター・くにたち権利擁護センター等）の調整、当面の対応（必要に応じて措置等）
③ 市長審判請求関係者連絡会で方針検討 |
| ↓ | |
| 2 調査
(ガイドラインに
照らして) | ① 本人調査（申立理由・心身状況・日常生活状況・資産状況等）
② 親族調査（戸籍により2親等内親族の住所を調べ、通知発送） <u>※注1</u>
③ 登記されていないことの証明申請書（東京法務局に公用請求） |
| ↓ | |
| 3 申立書類
の準備 | ① 申立書・申立事情説明書・財産目録の作成と財産に係る証拠書類等準備
<u>※注2</u>
② 戸籍謄本・戸籍附票（本籍地に公用請求）
③ 診断書（医師への説明・依頼・鑑定依頼・費用振込み）
④ 収入印紙（約8,000円）・登記印紙代の前渡金準備事務
⑤ 郵券準備
⑥ 後見人候補者の調整（支援団体又は個人に依頼し、添付書類の取寄せ・後見人候補者事情説明書記入依頼・本人面接同行）
<u>※注3</u> |
| ↓ | |
| 4 申立て | ① 東京家庭裁判所立川支部へ提出（家裁売店で収入印紙・登記印紙購入。）
② 調査官による申立人調査を受ける（資料を準備しておく）
③ 鑑定費用の予納を口座振込みすることを申し出て、書記官から書類を受け取る
④ 東京都へ所定の様式で報告（申立後の審判後、及び変化があったとき） |
| ↓ | |
| 5 家裁調査 | ① 本人調査（後見人候補者が同席することが多い）の立会い
② 不足・追加資料があれば、提出する |
| ↓ | |
| 6 鑑定 | ① 本人が鑑定受診（医師との調整・資料提供・必要時は付き添いも行う） <u>※注4</u> |
| ↓ | |
| 7 審判 | ① 関係者への連絡
② 後見人及び関係者を交えた引継ぎのカンファレンス（以降も後見人・関係者からの相談に随時応じる） |
| ↓ | |
| 8 報酬 | ① 審判約1年後、活動報告及び財産目録の（家裁提出用のコピー）提出を後見人に依頼
② 一定の要件を満たす方については、市健康福祉部へ後見人の報酬助成を申請する |

※ 注1 親族調査と通知発送

本人の戸籍から2親等内親族の本籍地を調査し、戸籍謄本・戸籍附票を取寄せ、現住所を確認する作業。具体的には、本籍地ごとに書類作成し、発収番号・決裁後、公印を取り、返信用封筒・元になる戸籍謄本のコピーを同封し、公用で請求する。

返送された戸籍謄本を読み取り、さらに親族調査を行う。通常、対象者の2親等内親族を確認し、その中で住所の判明した成人の方へ、1名ずつ公印を押した文書を郵送する。家庭裁判所へ総ての親族の戸籍謄本のコピーと家系図、申立意思の返答内容をまとめて提出。

※ 注2 財産目録

把握できる範囲の不動産・預貯金・生命保険・負債・収入・支出等を記入する。さらに、証拠書類として通帳（表紙から全ページ必要）・年金証書・各種領収書等のコピーを準備し、家庭裁判所へあわせて提出する。対象者が社協の地域福祉権利事業を利用していたり、管理者がいたりすれば、作成協力を得られるが、関係者が把握していない場合は把握できる範囲で作成する。

※ 注3 後見人候補者

くにたち権利擁護センターが事案の内容に応じて、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会等）に依頼し、面接の立ち会い等を行う。

※ 注4 鑑定

家庭裁判所が医師に鑑定依頼する形で行われ、相場は5万～10万円程度。ただし、親族からの情報や診断書の内容などを総合的に考慮して本人の判断能力を判断できる場合は、鑑定が省略される。

参考

『民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について』の一部改正について（障害発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号、平成17年7月29日）では、「4親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となって、市区町村申立てが十分に活用されていない状況にあった」ことから、「市町村申立ての手続き例示を下記のとおり見直す」ことが示されている。

記

- 1 市町村申立てに当たっては、市区町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。
- 2 1の結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって判断請求する者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

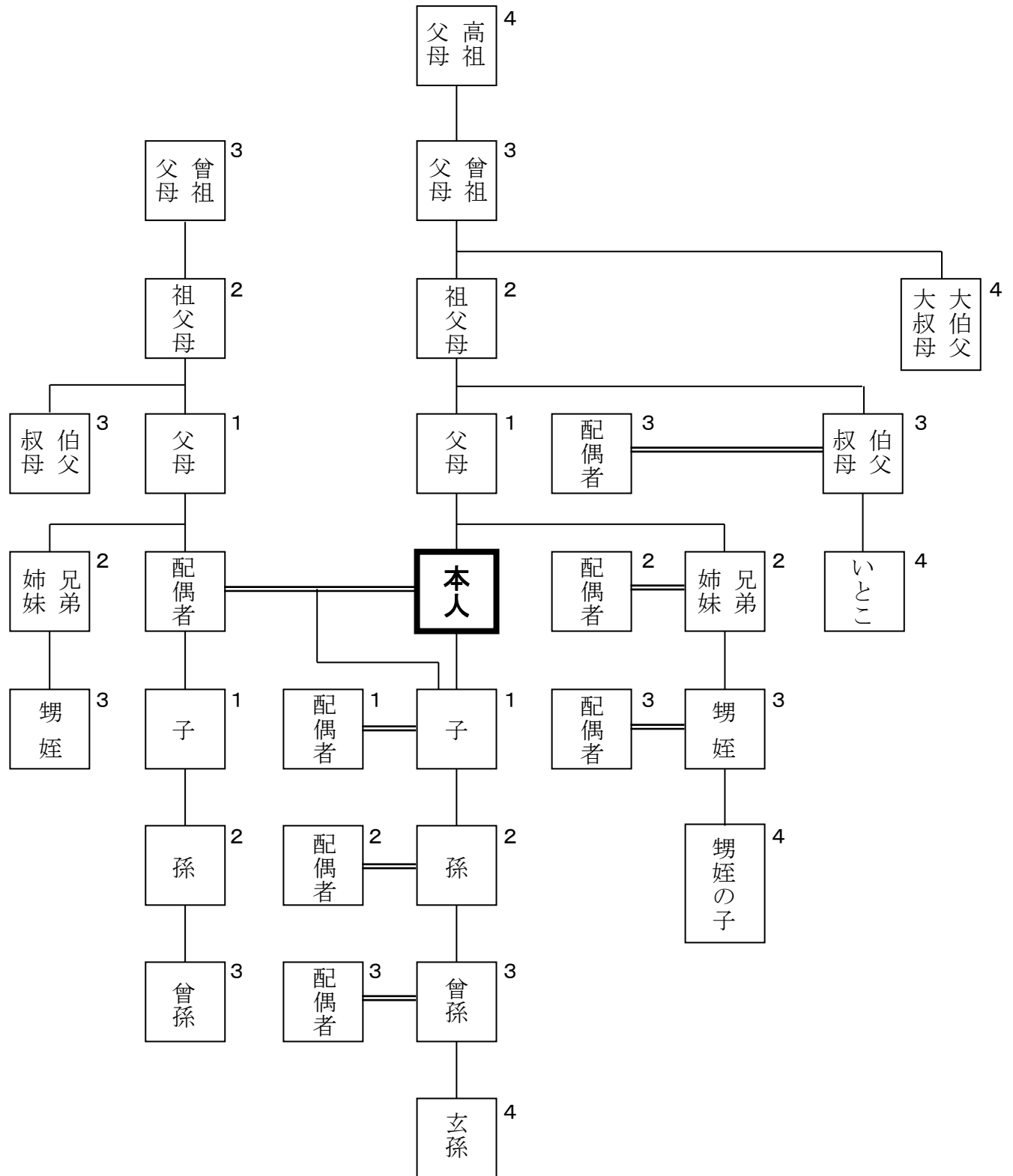
日本成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会平成16年度報告書」より一部修正

3 関連情報

四親等内の親族

親族の範囲

六親等内の血族、配偶者、三等親内の姻族（民法代 725 条）



結婚による親族 (姻族)

血族

姻族

血続きの親族 (血族)

4 制度の活用に関する関係機関の業務と流れ

成年後見制度の活用に関する関係機関の業務

◎：中心的な役割を担う	○：関与することを原則とする
△：必要に応じてバックアップする	空欄：当該業務を行わない

		国立市	地域包括支援センター・地域窓口	くにたち権利擁護センター
成年後見制度普及の広報	・地域住民、関係機関等への広報啓発 ・成年後見制度に関する説明会や相談会 ・パンフレット等の活用	◎ ○ ○	○ △ ○	◎ ◎ ◎
相談、実態把握	・支援が必要な高齢者のピックアップ	○	◎	○
申立へのつなぎ（本人・親族） ○本人又は親族による申立が可能 な場合には、必要に応じて申立 支援をする	・申立書類の配布 ・申立書等の作成、関係書類の準備 ・診断書の準備（医師への説明と依頼） ・後見候補者の調整	○ △	○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎
地域の医療関係との連携	○診断書作成の協力依頼	○	○	◎
各種団体とのネットワーク	後見候補者を推薦する団体の紹介・連携	○	○	◎
進捗状況の確認	必要なときは、市長や親族による申立が行われているかどうかの確認	◎	○	◎
東京家庭裁判所立川支部への申立	○親族申立 ・必要に応じて東京家庭裁判所立川支部に同行 ・家裁の調査立会い ○市長申立 ・東京家庭裁判所立川支部に同行 ・家裁の調査立会い	△ △ ◎ ◎	△ △ △	◎ ◎ ◎ ◎
審判後のフォロー	○親族後見人 ・財産管理や身上監護、報告書など 後見業務での不明な点の相談受付 ・専門家の紹介 ○第三者後見人等 ・後見人等への親族調査の引継ぎ ・後見人等への引継ぎやカンファレンスの参加 ・第三者後見人連絡会にて継続的なフォロー	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎ ◎

参考法令

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

[平成17年11月9日法律第124号]

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第2条 (定義等)

この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 1 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 2 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第211項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第26項に規定する介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
 - 2 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第23項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 65歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

第3条 (国及び地方公共団体の責務等)

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4条 (国民の責務)

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

第5条 (高齢者虐待の早期発見等)

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

第6条 (相談、指導及び助言)

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

第7条 (養護者による高齢者虐待に係る通報等)

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第9条 (通報等を受けた場合の措置)

市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

第10条（居室の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第11条（立入調査）

市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の4第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第12条（警察署長に対する援助要請等）

市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合においてこれらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

第13条（面会の制限）

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

第14条（養護者の支援）

市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第15条（専門的に従事する職員の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

第17条（事務の委託）

市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第18条（周知）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

第19条（都道府県の援助等）

都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

第20条（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

第24条（通報等を受けた場合の措置）

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第25条（公表）

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

第26条（調査研究）

国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）

市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

第28条（成年後見制度の利用促進）

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則（施行期日）

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成18年6月21日法律第83号抄〕

沿革

平成18年12月20日号外法律第116号〔道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律附則6条による改正〕

平成23年 6月22日号外法律第72号〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律4条による改正〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 第10条並びに附則第4条、〔中略〕第131条から第133条までの規定 公布の日

2～5 〔略〕

6 〔前略〕附則第53条、〔中略〕第111条、第111条の2及び第130条の2の規定 平成24年4月1日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第130条の2 第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号の指定を受けている旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設については、第5条の規定による改正前の健康保険法の規定、第9条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第14条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第20条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第58条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第67条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第90条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第91条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第96条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第111条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第111条の2の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成30年3月31日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第48条第1項第3号の規定により平成30年3月31日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

- 3 第26条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第107条第1項の指定の申請であって、第26条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第48条第1項第3号の指定があったときは、第1項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第131条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第132条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第133条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[平成18年12月20日法律第116号抄]

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔後略〕

〔平成一9年1月政令10号により、平成19・1・26から施行〕

附 則[平成20年5月28日法律第42号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成21年1月政令9号により、平成21・5・1から施行〕

附 則[平成23年6月22日法律第72号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 〔前略〕第4条、第6条及び第7条の規定並びに附則第9条〔中略〕及び第50条から第52条までの規定 公布の日
- 2 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第51条 この法律(附則第1条第1号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第52条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則[平成23年6月24日法律第79号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年10月1日から施行する。

(調整規定)

第4条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第2条第1項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第6項の規定の適用については、これらの規定中「第2条第1号」とあるのは、「第2条」とする。

附 則[平成26年6月25日法律第83号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日又は平成26年4月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 [前略]附則第7条、[中略]第71条及び第72条の規定 公布の日

2 [略]

3 [前略]附則第59条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第2号の改正規定(「同条第14項」を「同条第12項」に、「同条第18項」を「同条第16項」に改める部分に限る。)並びに附則第65条、第66条及び第70条の規定 平成27年4月1日

4・5 [略]

6 [前略]附則第59条の規定(第3号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第60条の規定 平成28年4月1日までの間において政令で定める日

[平成27年2月政令49号により、平成28・4・1から施行]

7 [略]

(罰則の適用に関する経過措置)

第71条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第72条 附則第3条から第41条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について

原議保存機関 10 年
(平成 28 年 12 月 31 日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第 27 号
警察庁丙給厚発第 6 号
警察庁丙地発第 8 号
警察庁丙刑企発第 8 号
平成 18 年 3 月 16 日
警察庁生活安全局長
警察庁長官官房長
警察庁刑事局長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた
高齢者虐待事案への適切な対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）が平成 17 年 11 月 1 日に成立し、同月 9 日に公布され、本年 4 月 1 日に施行されることとなった。

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止、養護者の支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益を擁護することを目的として法が制定されたことを踏まえ、各都道府県警察にあつては、下記の点に留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

なお、本通達は、厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

記

第 1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報(法 7 条及び法第 21 条関係)

法 7 条第 1 項においては、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととされ、同条第 2 項では、第 1 項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされた。また、法第 21 条第 2 項においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない旨が、同条第 3 項においては、同条第 1 項及び第 2 項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされた。したがって、各都道府県警察において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町村へ通報をすること。なお、介護保険法の改正により平成 18 年 4 月から設置される地域包括支援セン

ターにおいて、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受け通報受理業務を行うことがあり得る（法第 17 条第 1 項参照）ため、警察が認知した事案について市町村と地域包括支援センターのいずれに通報するかについては、市町村及び地域包括支援センターと協議の上、あらかじめ定めておくこと。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであるので、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して警察が高齢者虐待が行われた可能性があると判断できる事案であれば、通報をすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たるかどうかの判断については警察では困難な場合もあり得る。このような事案については、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、市町村に通報すること（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報することとして差し支えない。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が配偶者から行われた場合で、被害高齢者へ身体に対する暴力がなされているときは、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応を行うこと（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への適切な対応について」（平成 13 年 7 月 9 日付け警察庁丙生企発第 36 号ほか）、「配偶者からの暴力相談等対応票の改正について」（平成 16 年 11 月 17 日付け警察庁丙生企発第 76 号ほか）を参照）。なお、被害高齢者から保護を求められた場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継

ぐかは、被害高齢者の年齢、被害高齢者の要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察で認知した高齢者虐待事案については、生活安全部門に集約し、生活安全部門から市長村に通報するものとする。

通報は、原則として、高齢者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。通報時点では詳細が判明していない事項については「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、高齢者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村に通報するほか、刑罰法令に抵触する場合は適切に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、高齢者の居所又は住所への立入調査に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案援助依頼書の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。事前協議の窓口は、生活安全部門において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときである（法第12条第3項）ので、援助の依頼があった場合には、

市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第3 その他

1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者対策担当部門等関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、都道府県関係部局や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案へ適切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

3 個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三〇日法律第五十七号）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

利用者基本情報

作成担当者： _____

《基本情報》

相談日	年 月 日 ()	来所・電話 その他 ()	初回 再来 (前 /)	
本人の現況	在宅・入院又は入所中 ()			
フリガナ 本人氏名	男・女	M・T・S	年 月 日生 () 歳	
住 所	Tel ()		()	
	Fax ()		()	
日常生活 自立度	障害高齢者の日常生活自立度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2		
	認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
認定情報	非該当・要支1・要支2・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5 有効期限： 年 月 日～ 年 月 日 (前回の介護度)			
障害等認定	身障 ()、療育 ()、精神 ()、難病 ()、・・・()			
本人の 住居環境	自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無 () 階、住宅改修の有無			
経済状況	<input type="checkbox"/> 年金 (国民・厚生・障害・()) / 月 万円) <input type="checkbox"/> 生活保護 ※特記事項 ()			
来所者 (相談者)			家族構成 ◎=本人、○=女性、□=男性 ●■=死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (同居家族は○で囲む)	
住 所 連 絡 先	続柄			
緊急連絡先	氏名	続柄		住所・連絡先
			家族関係等の状況	

利用者基本情報

《介護予防に関する事項》

今までの生活				
現在の生活状況（どんな暮らしを送っているか）	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技
	時間	本人	介護者・家族	
				友人・地域との関係

《現病歴・既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）

年月日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)		経過	治療中の場合は内容
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	

《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス

経路：新予防給付プラン作成
本人・家族等 基本健康診査 情報提供（医療機関・民生委員・地域住民等）
非該当調査 訪問活動による 高齢者実態把握調査 要支援・要介護者からの移行
その他（ ）

フォロー：新予防給付プラン作成 特定高齢者プラン作成 プランなし（一般高齢者・必要なプログラム無・プラン同意なし・特定施策以外）
地域包括支援センター報告 実態把握

高齢者虐待リスクアセスメントシート(国立市版)

レッド (緊急保護の検討)	①すでに重大な結果を生じているか？ 頭部外傷(血腫、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の床ずれ、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮
	②被虐待者自身が保護を求めている
	③被虐待者から「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴えがある～訴えの内容
	④虐待により被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている～意思表示の変容
	⑤虐待者が高齢者の保護を求めている
	⑥「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり
	⑦刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある
	⑧生活を維持できない環境である
	⑨その他()

イエロー ①(集中的援助)	⑩今後重大な結果が生じる恐れの高い状態が見られるか？ 頭部打撲、顔面打撲、顔面腫張、不自然な内出血、やけど、刺し傷、極めて非衛生的、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養、低血糖の疑い
	⑪繰り返される恐れが高いか？ <input type="checkbox"/> 習慣的な暴力、新旧の傷、あざ、入退院の繰り返し <input type="checkbox"/> 虐待者の認識: 虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避 <input type="checkbox"/> 虐待者の精神的不安定、判断力低下、非現実的な認識
	⑫家族内で虐待の連鎖が起きている
	⑬その他()

イエロー ②(集中的援助・防止)	⑭被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 認知症自立度: I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M <input type="checkbox"/> 問題行動: 徘徊・暴力行為・昼夜逆転・不穏・興奮・失禁 <input type="checkbox"/> 障害者自立度: J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2 <input type="checkbox"/> 性格的問題(偏り): 衝動的・攻撃的・粘着質・依存的 <input type="checkbox"/> 精神疾患(統合失調症・その他)・依存症(アルコール・薬物・その他)・知的障害
	⑮虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 被虐待者への拒否的感情や態度がある <input type="checkbox"/> 重い介護負担感、介護疲れがある <input type="checkbox"/> 認知症や介護に関する知識・技術不足がある <input type="checkbox"/> 性格的問題(偏り): 衝動的・攻撃的・未熟性・支配的・依存的 <input type="checkbox"/> 精神疾患(統合失調症・その他)・依存症(アルコール・薬物・その他)・知的障害 <input type="checkbox"/> 経済的問題: 低所得・失業・借金・被虐待者への経済的依存
	⑯その他()

イエロー ③(継続的、総合的援助)	⑰虐待につながる家庭事情があるか？ <input type="checkbox"/> 長期にわたる虐待者・被虐待者への不和関係 <input type="checkbox"/> 虐待者・被虐待者の共存関係 <input type="checkbox"/> 虐待者が暴力の被害者(誰から:) <input type="checkbox"/> その他の家族・親族の無関心 <input type="checkbox"/> 住環境の悪さ: 狭い・被虐待者の居室がない・非衛生的
	⑱その他()

備考	
----	--

事実確認票—チェックシート(国立市版)

確認 年 月 日 ~ 年 月 日 時 分

作成者 _____

氏名		男・女	生年月日	明治 大正 昭和		年齢		歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他()			確認時の養護者の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

確認事項 サイン: 当てはまるものがあれば○で囲み、気になることがあれば記載する。

虐待の事実	1	なし	3	目視など	5	その他
	2	写真など	4	介護看護記録	6	不明

身体的虐待	あざや傷の有無	頭部に傷・顔や腕に腫脹・身体に複数のあざ・頻繁なあざ	
	あざや傷の説明	つじつまが合わない・求めても説明しない・隠そうとする	
	行為の自由度	自由に外出できない・自由に家族以外の人と話することが出来ない	
	態度や表情	おびえた表情・急に不安がる・家族のいる場面といない場面で態度が異なる	
	話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言がある	
	支援のためらい	関係者に話すことを躊躇する・話す内容が変化する・新たなサービスの拒否	
現状と対応			

放棄・放任	住環境の適切さ	異臭がする・極度に乱雑・ベタベタした感じ・暖房の欠如	
	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま・濡れたままの下着・汚れたままのシーツ	
	身体の清潔さ	身体の異臭・汚れのひどい髪・皮膚の潰瘍・のび放題の爪	
	適切な食事	やせが目立つ・菓子パンのみの食事・他所ではがつつ食べる	
	適切な医療	家族が受診拒否・受診を勧めても行った気配が無い	
	適切な介護等サービス	必要であるが未利用・勧めても無視、拒否・必要量に対して極端に不足	
	擁護者の態度	支援者等と会うことを避ける・話したがない・拒否的・支援者等に責任転嫁する	
現状と対応			

心理的虐待	体重の増減	急な体重の減少・やせすぎ・虚食や過食がみられる	
	態度や表情	無気力な表情・なげやりな態度・無表情・急な態度の変化	
	話の内容	話したがない・自分を否定的に話す・「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言	
	適切な睡眠	不眠の訴え・不規則な睡眠	
	高齢者に対する態度	冷淡・横柄・無関心・支配的・攻撃的・拒否的	
	高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的な発言・コミュニケーションをとろうとしない	
現状と対応			

性的虐待	出血や傷の有無	生殖器等の傷・出血・かゆみの訴え	
	態度や表情	おびえた表情・怖がる・人目を避けたがる	
	支援のためらい	関係者に話すことを躊躇する・援助を受けたがらない	
	その他		
現状と対応			

経済的虐待	訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金が無くなった」などの発言がある	
	生活状況	資産と日常生活の大きな格差・食べる物にも困っている・年金通帳、預金通帳が無い	
	支援のためらい	サービス利用負担が突然支払えなくなる・サービス利用をためらう	
	その他		
現状と対応			

自己放任	昼間でも雨戸がしまっている	
	電気、ガス、水道がとめられていたり、新聞、テレビの受診料、家賃等の支払いを滞納している	
	室内や住居、外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫がわいている状態である	
	何を聞いても「大丈夫だ」と話し、あきらめのような姿勢がある	
	身体の異臭・汚れのひどい髪・皮膚の潰瘍・のび放題の爪	
	必要であるが未利用・勧めても無視、拒否・必要量に対して極端に不足	
現状と対応		

養護者の態度	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる	
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる	
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがある	
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする	
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない	
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院を拒否する	
現状と対応		

地域での様子	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる	
	庭や家屋の手入れができていない。または放置の様相をしめしている	
	郵便受けや玄関先などが、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターが回っていない	
	気候や天候が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる	
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる	
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊をしている姿がみられる。	
現状と対応		

事実確認票 - 身体図・写真等

確認者(記入者に○) 記入日 年 月 日

身体図
写真等証拠資料

写真等証拠資料

コア会議録 第__回

本人氏名 _____ 様 (年齢 ____ 歳)

記録者氏名 _____

会議日時: 年 ____ 月 ____ 日 時 ____ 分 ~ 時 ____ 分

出席者		
主訴・経過	相談者 内 容	
虐待認定の 判断 チェックの仕方 既に認定している 場合は、「認定済」 にチェックし、認 定日を () 内に 記載 ※疑い場合は事 実確認を継続 ※一時的解消の場 合は再発可能性に 留意	1. 身体的虐待	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	2. 放棄・放任	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	3. 心理的虐待	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	4. 性的虐待	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	5. 経済的虐待	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	具体的内容と 判断根拠	<input type="checkbox"/> 詳細は事実確認票 (____ 年 ____ 月 ____ 日)、 アセスメント要約票 (____ 年 ____ 月 ____ 日) を参照
緊急対応の 必要な状況の 確認	<input type="checkbox"/> 緊急性高い・・・チェックした場合は「支援内容」の「緊急対応」のチェックへ <input type="checkbox"/> 頭部外傷 <input type="checkbox"/> 意識混濁 <input type="checkbox"/> 高齢者の姿が確認できない状況の継続 <input type="checkbox"/> 腹部外傷 <input type="checkbox"/> 重い脱水症状 <input type="checkbox"/> 高齢者の恐怖や不安・保護の強い訴え <input type="checkbox"/> 重度の褥そ <input type="checkbox"/> 脱水症状の繰り返し <input type="checkbox"/> 虐待者からの高齢者の分離・保護の訴え <input type="checkbox"/> う <input type="checkbox"/> 栄養失調 <input type="checkbox"/> 虐待者の高齢者支援への拒否的言動 <input type="checkbox"/> その他外傷 <input type="checkbox"/> 在宅継続は非常に困難 <input type="checkbox"/> 高齢者への暴力行為、脅迫等 <input type="checkbox"/> 病状悪化 <input type="checkbox"/> 医療サービスが使えない <input type="checkbox"/> 虐待解消が見込みにくい家庭状況・要因 <input type="checkbox"/> 要検査 <input type="checkbox"/> 高齢者の強い自殺念慮 <input type="checkbox"/> 世帯内での虐待行為の連鎖 () <input type="checkbox"/> 全身衰弱 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 緊急性低い 判断根拠 ()	
	<input type="checkbox"/> 不明・・・不明の場合は、事実確認の継続へ 理由 ()	
高齢者本人の 意見・希望	<input type="checkbox"/> 在宅生活継続 <input type="checkbox"/> 虐待者との別居 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 生計分離 <input type="checkbox"/> 認知症などのため確認困難 <input type="checkbox"/> パワレスのため確認困難 <input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 不明	
虐待者(疑い) の意見・希望	<input type="checkbox"/> 同居希望 <input type="checkbox"/> 高齢者の入所 <input type="checkbox"/> 高齢者の介護意欲 <input type="checkbox"/> 高齢者の金銭管理 <input type="checkbox"/> 未確 <input type="checkbox"/> 認・未面談 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 養護者支援の必要性あり	
その他家族後 見人の意見・ 希望	<input type="checkbox"/> 高齢者との同居 <input type="checkbox"/> 高齢者の入所 <input type="checkbox"/> 高齢者の介護継続 <input type="checkbox"/> 関与拒否 <input type="checkbox"/> 連絡とれず <input type="checkbox"/> 連絡していない <input type="checkbox"/> 存在未確認	

支援内容 () 内には具体的内容を記入 (実施決定した場合■、今後、支援を検討する場合は☑)		担当者	備考 (いつまで・注意事項等)
緊急対応	<input type="checkbox"/> 警察への通報・相談 <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請 <input type="checkbox"/> 高齢者分離 <input type="checkbox"/> 措置入所 () <input type="checkbox"/> 緊急一時保護 () <input type="checkbox"/> 契約入所 (契約支援者) () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 面会制限 () <input type="checkbox"/> 受診支援(入院支援) <input type="checkbox"/> 生活保護の医療扶助単給 <input type="checkbox"/> 介護保険制度利用支援のための職権申請等 <input type="checkbox"/> 財産保全 <input type="checkbox"/> 金融機関への紛失届提出支援 <input type="checkbox"/> 年金振込先の変更 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業利用 <input type="checkbox"/> 成年後見 審判前の保全処分 <input type="checkbox"/> ライフラインの確保 <input type="checkbox"/> その他 ()		
成年後見人等	<input type="checkbox"/> 選任済 <input type="checkbox"/> なし(<input type="checkbox"/> 申立要()) <input type="checkbox"/> 未把握		
各種支援	<input type="checkbox"/> 虐待の事実の確認の継続(認定している場合も含む) <input type="checkbox"/> 本人のアセスメント(情報収集・分析)、支援 <input type="checkbox"/> 判断能力程度確認 <input type="checkbox"/> 意思・意向の確認 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス導入支援 <input type="checkbox"/> ケアプラン調整の支援 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 養護者のアセスメント(情報収集・分析)、支援 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 支援の必要性の確認 <input type="checkbox"/> 虐待の告知・意識づけ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 世帯の経済情報の確認 <input type="checkbox"/> その他関係機関からの情報収集 () <input type="checkbox"/> 関係機関への協力要請() <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 障害福祉 <input type="checkbox"/> 保健所・保健センター <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 各種制度利用手続き支援等() <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整支援() <input type="checkbox"/> 専門医紹介・医療導入支援()		
<input type="checkbox"/> 具体的な支援内容 <input type="checkbox"/> 計画期間 <input type="checkbox"/> 次回の会議の予定 <input type="checkbox"/> 連絡体制(情報集約先) <input type="checkbox"/> 注意事項	<input type="checkbox"/> 上記以外にはなし		

個別ケース会議録

利用者名 _____ 様
 開催日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

作成担当者 _____
 開催場所 _____

作成年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 開催時間 _____ 開催回数 _____ 回

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
会議出席者						
検討した項目						
検討内容						
結論						
残された課題						

支援計画書

チェック欄	国立市	包括支援センター	権利擁護センター

初回	その他()
----	--------

高齢者本人氏名 _____

支援計画作成者所属・氏名 _____

支援計画作成日 年 月 日

初回支援計画作成日 年 月 日

高齢者本人の意見・希望		支援機関・関連機関等連携マップ			
養護者の意見・希望					
支援課題					
支援の方針/ 短期目標					
総合的な支援の方針/ 長期目標		支援内容	提供者	依頼日	実施予定日
		支援機関 連絡先			

モニタリングの時期

支援評価表

作成年月日

その他()

高齢者本人氏名

支援計画作成者所属・氏名

支援計画作成日 年 月 日

初回支援計画作成日 年 月 日

課題	支援目標		支援実施状況	目標達成状況(日付)		今後の方針
	虐待種別	判定	1. 重大な結果が生じている 2. 重大な結果が生じるおそれ 3. 支援を要する状況が続くおそれ 4. 虐待の疑いがある 5. 虐待は解消した 6. 虐待は確認されていない 7. その他	高齢者本人の状況(意見・希望)		養護者の状況(意見・希望)
	1. 身体的虐待					
	2. 放棄・放任					
	3. 心理的虐待					
	4. 性的虐待					
	5. 経済的虐待					
	6. その他		支援途中での支援計画変更など		評価結果のまとめ(年 月 日現在の状況)	今後の対応

国立市高齢者虐待対応マニュアル策定委員会

- | | | |
|-----------------------|-------|-------|
| ・くにたち権利擁護センター | ◎委員長 | 山地 晴義 |
| ・浴風会ケアスクール | ○副委員長 | 服部 安子 |
| ・国立市医師会 医師 | | 丹沢 佳子 |
| ・西東京弁護士事務所 弁護士 | | 岡垣 豊 |
| ・国立市民生委員・児童委員協議会 | | 野村 修子 |
| ・立川警察署 生活安全課 | | 高橋 義博 |
| ・国立市役所健康福祉部高齢者支援課 | | 大川 潤一 |
| ・国立市地域包括支援センター 北窓口 | | 鈴木 渉 |
| ・国立市地域包括支援センター 福社会館窓口 | | 猪又 千恵 |
| ・国立市地域包括支援センター 泉窓口 | | 林 瑞哉 |
| | | (敬称略) |

国立市高齢者虐待対応マニュアル

発行 平成25年2月 初版
平成28年3月 第2版

発行者 東京都 国立市

編集 国立市地域包括支援センター
地域包括支援センター窓口
くにたち権利擁護センター

国立市健康福祉部高齢者支援課
〒186-8501

東京都国立市富士見台2丁目47番地の1
Tel. 042-576-2111